

新約  
聖書

使徒行傳

全

02-SHI

海老澤文庫





一千八百八十年

北英國聖書會社

# 新約聖書使徒行傳

明治十四年

日本橫濱印行

橫濱製紙分社新鑄鉛版







新約全書使徒行傳

第一章  
テヨピロよ我すでよ前書を作て凡そイエスの始て

行へるところ教し所を録しニ其選びたる使徒等よ聖靈よ

託て命せしち舉られし時よまで至れり夫イエスハ昔

難を受し後おほくの確據なる證を以て己の活たる事を現

し四十日の間かれらよ見え神の國の事よ就て語りまた

彼等と偕よ集り居て命じけるハ爾曹エルサレムを離れ

して我よ聞る所の父の約束し給ひし事を待べし蓋ヨハ

子ハ水を以てバプテスマを施たれども爾曹ハ久からざし

て聖靈よよりバプテスマを受べければ也集れる者かき

よ問けるハ主よ爾いま國をイスラエルよ還さんと爲か



新約全書 志とぎやうでん第一章 自一至七節



彼等かれらは日ひけるハ父ちちの其權そのちからにて定さだめたまへる時ときまた期きハ爾曹なんぢら  
 が知しるべき所ところは非あらきハ然されども聖靈せいれいあんぢらに臨のぞむは因よりて後爾のちなんぢ  
 曹能力ちからを受うけエルサレムユダヤ全國ぜんこくサマリアおよび地の極はて  
 にまで我わが證人あかしびとと爲なるべし 此事このことを言畢いひまはりしのち彼等かれらの見みが  
 間うちに擧あげらるる雲くもこれを接うけて見みざらしめたり 十 イエスの昇のぼれ  
 る時ときかれら天てんを仰あげ視みたりじよ白衣しろきを着きたる二人ふたりの人ひとあ  
 りて旁かたはらに立たち十一 日ひけるハガリラヤ人びとよ何故なほゆゑ天てんを仰あげて立たて  
 や爾曹なんぢらを離はなれて天てんに擧あげられし此このイエスハ爾曹なんぢらが彼かれの天てんに昇のぼ  
 るを見みたる其その如ごとく亦またきたらん 十二 其時そのときかれら橄欖かんらんと名なづく  
 山やまよりエルサレムに歸かへる此山このやまハエルサレムに近ちかく約あう安あん  
 息日うきは行ゆく程かぢのりあり 十三 己すに入いりて樓たかどのに登のぼれり此このに留とどまる者もの

ハペテロヤコブヨハ子こアンデレピリポトマスバルトロマ  
 イマタイアルバイの子こヤコブゼロテと云いふシモンヤコブ  
 の兄弟きやうだいあるユダあり 十四 凡ひとこの人々みんなたちハ婦等まんなどおよびイエスの  
 母ははマリア並まイエスの兄弟きやうだいと偕ともに心こころを合あはせて恒つねに祈禱いのりを務つとめ  
 たり 十五 當時そのころペテロ弟子等でしたちの集あつまる者ものおおよそ百二十  
 人にんなりの中なかに立たちて日ひけるハ 十六 人々ひと兄弟きやうだいよ聖靈せいれいダビデの口くち  
 よりてイエスを捕とらふ者ものを導みちけるユダに就つて預あらじめ語かたり  
 る此聖書このせいしょハ必かなき應あずべきかりし也なり 蓋なかれも我儕われらと共ともに列つり  
 て此職このつとめを任うけたれば也なり 斯人このひとハ不義ふぎの價あきをもて地所ちよを買かひ  
 た例さかさまは墮おちて真中ただなかより裂やぶれ其腸そのはらわたごとく流出ながれたり 十九 此事このこと  
 エルサレムに居すむ凡ひとの人ものは知ししかば其地所そのちよを方くみ言ことばにてア



ケルダマと呼これき譯バ血の地所あり 詩の篇も録て彼  
 の家の墟くふれ其中も人を住居する勿れ彼の職ハ他人も  
 得させよと云り 是故も主イエスの我儕が中も往來し給  
 たる間 即ちヨハ子のバプテスマより始われらを離て擧  
 らせし日も至るまで常も我儕と偕も在し者の中一人われ  
 らと共も其甦りし事の證人と爲べき也 是も於てパルサ  
 バと稱るヨセフ又の名ハユストと云る者とマツテアとの  
 二人を擧て 祈いひけるハ衆人の心を識たまふ主も願く  
 ハ奉事ことく使徒の職を得させんが爲も此二人のうち孰  
 を選たまひしか示し給へ 既もユダハ此職を離て其往べ  
 き所も往たり 斯て圖を取しもマツテアも當けれバ彼十

一人の使徒等と共も列をり

第二章

ベンテコステの日も至て弟子等みあ心を合せて一

處も在しも 俄も天より迅風の如き響ありて彼等が坐す

る所の室も充り 焔の如もの現れ 岐て彼等各人の上も止

る 是も於て彼等ハみる聖靈も滿され 其聖靈の言しむる

も隨ひて異なる諸國の方言を言をじめたり 時も散處あ

る ユダヤ人天下の諸國より來てエルサレムも留れる者あ

りき 此音おこりしも因おろくの人々集りけるが各人お

のが方言を彼等の語れるを聞て躁あへり 七 みる駭き異も

つと互も日けるハ視よ此語る者ハ凡てガリラヤ人ならん

乎 如何して我儕おのく 生をし所の方言を彼等より聞



か 九 我儕ハバルテア人メデア人エラム人およびメソボタ  
 ミアユダヤカバドキアポントアジア十 フルギアバムフリ  
 アエジプト又クレテ子よ近きリアエの地おとよ住る者また  
 ロマより来て居もの或ハユダヤ人および其教よ入し人 十一  
 又クレテ人アラビヤ人あるよ彼等が我儕の方言をもて神  
 の大なる用を語るを聞かど 十二 皆おとろき誘て互よ日ける  
 ハ此ハ何ある故ぞや 十三 或ハ嘲りて此人々ハ甘き葡萄酒よ  
 満されたる者ありといふ人あり 十四 是よ於てペテロ十一人  
 と偕にたち聲を揚て彼等に對いひけるハユダヤ人および  
 凡てエルサレムに住る者よ爾曹よく我言を聞て之を知 十五  
 今ハ晝の九時あれば爾曹の逆料おとく此人々ハ醉る者に

非き 十六 これ即ち預言者ヨエルに因て語る所なり 十七 神い  
 ひ給く末の世に至て我わが靈をもて凡の人に注ん爾曹の  
 子女も預言すべし又ふんぢらの幼者ハ異象をみ老者ハ夢  
 を見べし 十八 其とき我わが靈を我僕ある男女に注ん彼等も  
 亦預言すべし 十九 われ上ある天に奇跡を現し下なる地に休  
 徴を示さん即ち血あり火あり烟あるべし 二十 主の大なる顯  
 赫日の來ん前に日ハ晦く月ハ血に變ん 二十一 凡て主の名を呼  
 頼む者ハ救るべし 二十二 イスラエルの人々よ此等の言を聽そ  
 れナザレのイエスのハ爾曹の知おとく神かれよ託て爾曹の  
 中よ行し妙ある能力と奇跡と休徴とを以て爾曹よ證し給  
 る所の人なり 二十三 此人ハ即ち神の定し旨と預め知たまふ所



一應て解さる爾曹ハ無法の手をもて之を捕へ十字架よ釘  
 て殺せり 神ハ其死の苦を釋て之を甦らせ給へり彼ハ死  
 一撃れ在べき者あらされバ也 蓋ダビデ彼よ就て曰ける  
 ハ我わが前よ主の常よ在を見るの我右よ在ハ我動され  
 ざる爲あり 是故よ我心ハ樂ミ我舌ハ喜べり且わが肉體  
 ハ望よ居ん 二七 これ爾ハ我魂を陰府よ遣おかき又あんぢの  
 聖者を朽果しめざるが故あり 爾すでよ我よ生命の路を  
 示す我を爾の前よ置て喜よ盈しめんと 人々兄弟よ我始  
 祖ダビデよ就て憚る所あく爾曹よ語る是當然ことあり彼  
 ハ既よ死て葬られ其墓ハ今日よ至るまで我儕の中よあり  
 三十 彼ハ預言者にして神これよ誓を立て其血統の中より一

人を擧て位よ即しめんと矢たまへるを知 預め此事を曉  
 るが故よキリストの甦る事よつき語て彼ハ陰府よ遣おか  
 れき亦うの肉體も朽果きと曰るあり 三三 既よ神ハイエスを  
 甦らせ給へり我儕ハ皆うの證人あり 是故よ彼ハ既よ神  
 の右よ擧られ約束の聖靈を父より受て今あんぢらが見と  
 ころ聞どころの者を注り 三四 夫ダビデハ天よ昇しことあし  
 然るよ彼みづから言主わが主よ曰けるハ我あんぢの敵を  
 爾の足凳と爲まで我右よ坐すべしと 然バ凡てイスラエ  
 ルの全家よ爾曹が十字架よ釘し此イエスを立て神これを  
 主とあしキリストとあし給しことを確よ知 彼等これを  
 聞て其心刺るくが如し是よ於てペテロと他の使徒等よ聞



けるハ人々兄弟よ我儕ハ何を爲べき乎 三八 ペテロ彼等ヨ曰  
 けるハ爾曹おのゝ悔改めて罪の赦を得んが爲ヨイエス  
 キリストの名に託てバプテスマを受よ然バ爾曹も聖靈の  
 賜を受べし 三九 この約束ハ爾曹および爾曹の子孫また凡の  
 遠人すあえち主たる我儕の神ヨ召るゝ人々ヨ屬あり 四十 ま  
 た多言をもて證して勸けるハ爾曹この邪ある世より救出  
 されよ 四一 其時この言を聞納し者ハバプテスマを受たり是  
 日弟子ヨ加れる者おほよろ三千人 四二 彼等ハ常ヨ使徒等の  
 教訓をうけ交接をあしパンを擘ことゝ祈禱とを務む 四三 是  
 に於て敬畏人々の心ヨ生き又使徒等ヨ託て許多の奇跡  
 と休徴おこなえれたり 四四 信者ハみあ一處に會て諸物を共

にし 四五 産業と其所有を鬻て各人の用に從ひ之を分與へぬ  
四六 日々心を合せて殿ヨ在また家ヨ於てパンをさき歡喜と  
 誠心をもて食を同よし 四七 神を讚美すべての民ヨ悦はる主  
 づくえるゝ者を日々教會ヨ加たまへり

**第三章** 第三時祈禱の時ヨ當てペテロヨハ子共ヨ殿に上

しヨ 二 一人の生來ある跛あり殿に在る人ヨ施濟を求ん爲  
 日おと負きて殿の美と名る門ヨ置る 三 彼ペテロヨハ  
 子の殿ヨ入んとするを見て施濟を求り 四 ペテロヨハ子と  
 共ヨ熟々之を視て曰けるハ我儕を觀よ 五 かき得こと有ん  
 ど意ひて彼等を見つめたり 六 ペテロ曰けるハ金銀ハ我ヨ  
 あし惟われヨ有ものを爾ヨ予ふナザレのイエスキリスト



の名よより起て行め 遂よ其右の手を執これ起けれバ  
 其足と蹠たごちよ健勁ありて 躍立かつ行めり踊あゆミ  
 神を讚美つゝ彼等と借よ殿よ入ぬ 衆民かれの行ミ神を  
 讚るを見て 素ろの殿の美門よ坐し施濟を求たりし者あ  
 るを識この人よ所遇ことを大よ駭き奇めり ろの跛者ベ  
 テロとヨハ子よすがり居し間よ民みあ駭くこと甚しくソ  
 ロモンの廊と名る所よ趨集れり ベテロ之を見て民よ答  
 けるハイスラエルの人々よ何故よ此事を奇とするや我儕  
 が自己の能と徳をもて此人を行しくが如く何を我儕よ目  
 を注るや 夫アブラハムイサクヤコブの神わが先祖たち  
 の神ハ其僕イエス即ち爾曹が解しく者ピラトが釋すこと

を擬たる時その前よ爾曹が拒し所の者を榮たまへり 爾  
 曹ハ聖者義者を拒ミ人を殺しく者を已よ予られん事を求  
 十五 かつ生命の主を殺せり神ハ之を死より甦らせ我儕ハ其  
 證人ある也 イエスの名ハ其名を信ぎるよ由て爾曹が見  
 ところ識とこの此人を健勁せり如此イエスよ由る信仰  
 ハ爾曹すべての人の前よ於て此人を全く愈たり 兄弟よ  
 我ハ知あんちらが行し事ハ知ざるよ由てあり爾曹の有司  
 等も亦然り 然ども神ハ凡の預言者の口よ託てキリスト  
 の苦を受ることを預め示し其言を如此かあえせ給へり  
 是故よ爾曹罪をくい心を改て其罪を抹るゝことを爲よ蓋  
 主の前より安舒日の來り 且あらかじめ擬たまひしイエ



スキリストを遣れんが爲なり 神の古より聖預言者の口  
 二託て言たまひし萬物の復興ん時まで天の必き彼を受お  
 くべし 三三 モーセ我儕の先祖たちよ告て曰けるハ主なる爾  
 曹の神ハ爾曹の兄弟の中より我よ似たる一人の預言者を  
 起さん其爾曹よ告る凡の言を聴べし 三三 凡て此預言者よ聴  
 従えざる者ハ民の中より取滅さる 二四 又サムエルより以來  
 かたりし所の預言者も皆あらかじめ此日を指て言り 二五 夫  
 なんぢらハ預言者の子孫あり且神の我儕が先祖たちよ立  
 たまひし契約を承繼をのあり即ちアブラハムよ告て地の  
 諸族ハ爾の裔よ由て福を獲んと曰たまへり 二六 神すでよ其  
 僕イエスを立あんぢら各人を其惡より引反し福を獲させ

んが爲よ先あんぢらよ彼を遣せり

彼等が民を教へ且イエスの事をひき死より復生の

事を宣るよより 祭司殿司およびサドカイの人たち心

を備し其民よ語れるとき突然きたりて 親手これを執ふ

時とでよ暮けれバ明日まで獄よ囚おけり 然と其道を聴

し者ハ多これ信き其數およそ五千人あり 明日有司

たち長老學者 及び祭司の長アンナ並カヤバヨハ子アレ

キサンデルと祭司の長の凡の族エルサレムよ集り 使徒

等を其中よ立せて問けるハ爾曹何の權また何の名よ由て

之を行ひしや 其時ペテロ聖靈よ滿され彼等よ曰けるハ

民の有司およびイスラエルの長老よ 我儕もし病たる人



一 行ひし善事よつき之を如何じて愈しと今日訊れあバ  
 十 爾曹とイスラエルの民もみあ知べし其あんぢらが十字  
 架よ釘しどころ神の甦らせ給し所のナザレのイエスキリ  
 ストの名よ由て此人健勁あることを得あんぢらの前よ立  
 たりと 十二 これ即ち爾曹工匠の棄し所の石屋の隅の首石と  
 あれる者あり 十二 此あ別よ救ある事なし蓋天下の人の中  
 一 我儕の依頼て救るべき他の名を賜されバ也 彼等ベテ  
 一 口とヨハ子の忌憚る所あきを見て其無學の小民あるを識  
 一 之を奇もたり又そのイエスと借よ在しを知 かつ愈さ  
 一 れたる人の彼等と借よ立るを見よより駁すべき言なかり  
 十五 斯て彼等よ命じて集議所を去しめ後よ相議て日ける

十六 この二人よ何を處べきや彼等が既よ著き休徴を行へ  
 る事ハ凡てエルサレムよ居者の明かよ知どころ也われら  
 一 之を言滅こと能き 然とも此事の猶ひろく民よ傳らざる  
 一 爲よ彼等を恐喝し此後その名よ就て人よ語ることを勿しめ  
 一 ン 遂よ彼等を召て更よイエスの名よ就て語ることを教る  
 一 ことを爲あかれと戒む 十九 ペテロヨハ子彼等よ答て日ける  
 一 ハ神よ聽よりも愈て爾曹よ聽バ神の前よ在て義たらんか  
 一 爾曹みづから之を判よ 二十 われら見しどころ聞し所のもの  
 一 ハ言ざるを得ざる也 人々ろの所爲よ因て神を榮たれば  
 一 彼等民を畏れ此二人を罪するよ由なく更よ之を恐喝して  
 一 釋せり 二三 ろの奇ある跡よ由て癒されたる人ハ四十歳餘あ



りき〇二三 かれら釋ゆるされて其友の所にゆき祭司の長と長老の言しことを悉く告つその友これを聞て心を合せ神は對ひ聲を揚て日ける主よ爾の天と地と海と其中の萬物を造たまひし神あり二五 あんぢ會て其僕ダビデの口は託て何故は異邦人の喧嘩をろくの民は徒事を謀る乎二六 地の王等へ起て群伯と共集り主および其キリストは逆ふと云り二七 うれ誠よへロデとポンテナピラト異邦人およびイスラエル二八 の民相共此城に集り爾が膏を沃たる聖僕イエスは逆へり二九 これ爾の手あんぢの旨にて預じめ定め給ひし事を彼等へ成るあり三〇 主よ今かれらの恐喝を見たまへ願くハ爾が手を伸て醫を施し爾の聖僕イエスの名に託て休

徴と奇跡を行えしめ爾の僕等に臆することなく爾の道を宜ることを得させよ三一 かれら祈禱を畢し時ろの集れるところ震動きみあ聖靈は満されて臆する所なく神の道を宜〇三二 信者ハみあ心を一よし意を一にして誰一人ろの所有を己が物と云ことなく凡て之を共は有り三三 使徒たち大ある能をもて主イエスの魅りし事を證し彼等みあ大ある恩を蒙れり三四 其中一人も窮乏者あかりき蓋地所あるひハ家を有る者ハ其を售て其售し所の價を挈來り三五 使徒等の足下は置これを各々の用は従ひて分子しが故あり三六 レピの族にてクプロは生しヨセフハ使徒等は呼れてバルナバと稱る之を譯バ勸慰の子三七 この人田疇ありけるが其を



售てろの金を挈來り使徒等の足下置り

然るよアナニアといふ人ろの妻サツピラと同一産

業を器ろの價の幾分を藏し餘の幾分を挈來りて使徒等

の足下置ぬ其妻も之を知り三ペテロ曰けるハアナニア

よ何故爾の心サタン満され聖靈よ對ひ偽て地所の價

の幾分を藏も事をせし乎地所いまだ售ざる時ハ爾の有

あらきや已よ售たりとも亦あんちの權よ屬るあらきや何

故爾の心この事を發念しや爾人よ對て偽るよ非き神よ

對て偽れる也五アナニア此言をきく侍て氣絶之を聞者み

な大よ懼る少者とも起て彼を殮も昇出して葬れり七約

ろ三時はかり過ろの妻いまだ此所遇を知きして入來れり

八ペテロ彼よ曰けるハ爾曹この價よ地所を售しや我よ告

よ答て曰けるハ然り其價あり九ペテロ彼よ曰けるハ爾曹

心を合せて主の靈を試るハ何ぞや視よ爾の夫を葬りし者

の足門外よ在また爾をも昇出さん婦直ハ其足下よ侍て

氣たゆ少者とも入來て其死たるを見これを見を昇出して其

夫の側よ葬れり十二全會の者よこれを聞る者とも皆大よ懼

る多の休徴と奇ある跡ハ使徒等の手よ由て民の間よ行

それたり又かれら皆心を合せてソロモン廊よ在十三餘の

者ハ敢て之よ近づかさり然れども民ハ彼等を尊み十四男

女ども信ぜる者ますく多く主よ屬ぬ十五斯て人々病る者

を携て衛よいで寢床また榻の上よ置り蓋ペテロの來らん



時ろの影は蔭はるゝ者あらんかど意バあり十六 また許多の人々四方の諸邑より病る者および悪鬼は難されたる者を携てエルサレムに來り悉く愈されたり十七 然るは祭司の長および彼と同一なる者即ちサドカイ宗の徒みゐり起て大に憤り十八 使徒等を執て獄に置り十九 然とも主の使者夜獄の門を啓き彼等を携へ出して曰けるハ二十 往て殿に立この生命の言を悉く民に語れ二一 かれら之をきく味爽より殿に入て教ふ祭司の長および同人とも來て議員およびイスラエルの子孫の長老等を悉く召集て彼等を曳來せんが爲よ下吏を獄に遣せり二二 その人等きたりしは獄の内よ彼等を見せ反て告いひけるハ二三 獄ハ固どち守者も門の外よ立るを

我儕ハ見しよ啓けば内よ一人をも見ざりき二四 祭司殿司および祭司の長たち此言を聞て此ハ如何に成行べきかど彼等よ就て心惑へり二五 或人來り彼等に告げるハ視よ爾曹が獄に置し者ハ今殿に立て民を教ふ二六 是よ於て殿司の下吏等と共よ往かれらを曳來り然と強暴ことを爲ざりき蓋石にて民に撃れん事を懼しが故あり二七 既よ曳來りて彼等を議員の前よ立せ祭司の長こよ問て曰けるハ二八 我儕この名よ由て教る勿れど爾曹よ嚴く禁せしよ非や然るよ爾曹ハ其教をエルサレムに滿せ又この人の血を我儕よ負しめん二九 すとす ペテロと使徒たち答て曰けるハ人よ從ふより神よ從ふハ爲べきの事あり三十 我儕の先祖の神ハ爾曹が木よ



懸て殺し、所のイエスを魁らせ給へり。神ハ之を君とし  
 救主として其右の方より舉これイスラエルは悔改と罪の赦  
 を予んが爲あり。我儕ハ此事の證を爲者なり神おのれよ  
 従ふ者よ賜ふ所の聖靈も亦證を○。かの人々こそきを聞て  
 甚しく怒を合と彼等を殺さんと謀る。パリサイの人にて  
 衆民の中より尊はるゝ教法師ガマリエルと云る者議員の中  
 よりたち命じて使徒等を暫く外より出さしめ。曰けるハイス  
 ラエルの人々よ爾曹この人等につきて爲んとする事を自  
 ら慎むべし。その曩よりチウダ起て自ら誇れり之より従へる  
 者おやよろ四百人ありしが彼ハ殺さるに従ひし者ハ皆ちら  
 されて跡なきよ至る。此人の後また戸籍調査の時ガリラ

ヤのユダ起て民を誘ひ従えしゝが彼を亡び其より従ひし者  
 も悉く散さきたれば也。今われ爾曹は語らん此人々を容  
 て之より係る勿れ若るの謀るところ行ふところ人より出べ  
 必き亡ぶべし。もし神より出べ爾曹かれらを亡すこと能  
 せ恐くハ爾曹神より逆ふ者とならん。彼等こそよ従ひ使徒  
 等を召て鞭ちイエスの名より由て語ることを爲あかれと命  
 じて之を釋せり。使徒等ハイエスの名の爲は辱を受るよ  
 足者とせらるし事を喜びて議員の前を去。日々殿およ  
 び人の家より於て教をふしイエスキリストの福音を傳て止  
 さりき。

第十六章 當時弟子たちの數おほく加りギリシヤ方言のユダ



ヤ人<sup>びと</sup>の<sup>二</sup>饗<sup>やもめたち</sup>等<sup>一</sup>が<sup>二</sup>日々<sup>ひび</sup>の<sup>三</sup>施<sup>ほごこ</sup>濟<sup>じ</sup>に<sup>四</sup>遺<sup>み</sup>漏<sup>むと</sup>さ<sup>五</sup>き<sup>六</sup>し<sup>七</sup>を<sup>八</sup>以<sup>も</sup>て<sup>九</sup>ヘ<sup>十</sup>ブル<sup>十一</sup>方<sup>こと</sup>  
 言<sup>ことば</sup>の<sup>二</sup>ユ<sup>びと</sup>ダ<sup>びと</sup>ヤ<sup>びと</sup>人<sup>びと</sup>よ<sup>三</sup>む<sup>四</sup>か<sup>五</sup>ひ<sup>六</sup>怨<sup>つよ</sup>言<sup>ことば</sup>じ<sup>七</sup>事<sup>こと</sup>あり<sup>八</sup>け<sup>九</sup>れ<sup>十</sup>バ<sup>十一</sup> 十二<sup>に</sup>人<sup>にん</sup>の<sup>三</sup>者<sup>もの</sup>  
 弟<sup>でい</sup>子<sup>たち</sup>等<sup>ら</sup>を<sup>二</sup>召<sup>よびあつめ</sup>集<sup>つめ</sup>て<sup>三</sup>曰<sup>いひ</sup>ける<sup>四</sup>ハ<sup>五</sup>我<sup>われ</sup>儕<sup>ら</sup>神<sup>かみ</sup>の<sup>六</sup>道<sup>みち</sup>を<sup>七</sup>棄<sup>すて</sup>て<sup>八</sup>飲<sup>いん</sup>食<sup>しょく</sup>の<sup>九</sup>事<sup>こと</sup>に<sup>十</sup>仕<sup>つかふ</sup>  
 る<sup>ハ</sup>意<sup>い</sup>に<sup>二</sup>適<sup>あは</sup>き<sup>三</sup> 是<sup>まの</sup>故<sup>ゆゑ</sup>に<sup>四</sup>兄<sup>きやうだい</sup>弟<sup>なんぢら</sup>は<sup>五</sup>爾<sup>うち</sup>曹<sup>ら</sup>の<sup>六</sup>中<sup>うち</sup>より<sup>七</sup>聖<sup>せい</sup>靈<sup>れい</sup>と<sup>八</sup>智<sup>ち</sup>慧<sup>ゑ</sup>の<sup>九</sup>  
 満<sup>みち</sup>た<sup>る</sup>善<sup>よき</sup>證<sup>あかし</sup>ある<sup>者</sup>七<sup>にん</sup>人<sup>を</sup>撰<sup>はら</sup>ぶ<sup>べし</sup>我<sup>われ</sup>儕<sup>ら</sup>を<sup>二</sup>立<sup>たて</sup>て<sup>三</sup>此<sup>まの</sup>事<sup>こと</sup>を<sup>四</sup>  
 司<sup>つかさど</sup>らせ<sup>ん</sup> 而<sup>しか</sup>して<sup>二</sup>我<sup>われ</sup>儕<sup>ら</sup>ハ<sup>三</sup>常<sup>つね</sup>に<sup>四</sup>祈<sup>いの</sup>る<sup>こと</sup>と<sup>五</sup>道<sup>みち</sup>を<sup>六</sup>傳<sup>つたふ</sup>る<sup>こと</sup>と<sup>七</sup>を<sup>八</sup>  
 務<sup>つと</sup>む<sup>べし</sup> 此<sup>まの</sup>言<sup>ことば</sup>す<sup>べ</sup>て<sup>二</sup>の<sup>三</sup>人<sup>もの</sup>の<sup>四</sup>心<sup>こころ</sup>に<sup>五</sup>合<sup>あ</sup>ひ<sup>六</sup>け<sup>七</sup>れ<sup>八</sup>バ<sup>九</sup>信<sup>あん</sup>仰<sup>かう</sup>と<sup>十</sup>聖<sup>せい</sup>靈<sup>れい</sup>  
 の<sup>二</sup>満<sup>みち</sup>た<sup>る</sup>ス<sup>テ</sup>バ<sup>ノ</sup>及<sup>およ</sup>び<sup>二</sup>ピ<sup>り</sup>ポ<sup>ロ</sup>コ<sup>ロ</sup>ニ<sup>三</sup>カ<sup>ノ</sup>ル<sup>テ</sup>モ<sup>ン</sup>パ<sup>ル</sup>  
 メ<sup>ナ</sup>又<sup>また</sup>ユ<sup>ダ</sup>ヤ<sup>教</sup>を<sup>二</sup>入<sup>い</sup>り<sup>テ</sup>ア<sup>ン</sup>テ<sup>オ</sup>ケ<sup>の</sup>ニ<sup>三</sup>コ<sup>ラ</sup>を<sup>四</sup>撰<sup>はら</sup>び<sup>六</sup> 此<sup>まの</sup>  
 人<sup>ひと</sup>々<sup>々</sup>を<sup>二</sup>使<sup>あ</sup>徒<sup>と</sup>等<sup>ら</sup>の<sup>三</sup>前<sup>まへ</sup>に<sup>四</sup>立<sup>た</sup>し<sup>む</sup>徒<sup>と</sup>等<sup>ら</sup>は<sup>五</sup>祈<sup>いの</sup>て<sup>六</sup>其<sup>その</sup>上<sup>うへ</sup>に<sup>七</sup>手<sup>て</sup>を<sup>八</sup>按<sup>お</sup>ひ<sup>九</sup>  
 ○ 七<sup>に</sup>神<sup>かみ</sup>の<sup>二</sup>道<sup>みち</sup>い<sup>よ</sup>く<sup>三</sup>傳<sup>ひろ</sup>播<sup>ま</sup>り<sup>テ</sup>弟<sup>でい</sup>子<sup>たち</sup>等<sup>ら</sup>の<sup>四</sup>數<sup>かず</sup>エ<sup>ル</sup>サ<sup>レ</sup>ム<sup>に</sup>甚<sup>はな</sup>は<sup>た</sup>し

く<sup>二</sup>増<sup>ま</sup>り<sup>三</sup>祭<sup>さい</sup>司<sup>し</sup>も<sup>四</sup>多<sup>おほ</sup>く<sup>五</sup>信<sup>あ</sup>ん<sup>かう</sup>仰<sup>かう</sup>の<sup>六</sup>道<sup>みち</sup>に<sup>七</sup>從<sup>ま</sup>り<sup>八</sup>○ 八<sup>に</sup>ス<sup>テ</sup>バ<sup>ノ</sup>恩<sup>めぐみ</sup>と<sup>九</sup>能<sup>ちか</sup>  
 カ<sup>ら</sup>に<sup>二</sup>満<sup>みち</sup>て<sup>三</sup>奇<sup>ふし</sup>ある<sup>跡</sup>と<sup>四</sup>大<sup>おほ</sup>い<sup>なる</sup>休<sup>あ</sup>る<sup>い</sup>體<sup>たい</sup>を<sup>二</sup>民<sup>たみ</sup>の<sup>三</sup>中<sup>うち</sup>に<sup>四</sup>行<sup>おこな</sup>へ<sup>り</sup> 九<sup>に</sup>時<sup>とき</sup>に<sup>十</sup>  
 リ<sup>ベ</sup>ル<sup>テ</sup>ン<sup>と</sup>稱<sup>よ</sup>ぶ<sup>る</sup>會<sup>くわい</sup>堂<sup>だう</sup>お<sup>よ</sup>び<sup>ク</sup>レ<sup>テ</sup>子<sup>こ</sup>人<sup>にん</sup>ア<sup>レ</sup>キ<sup>サ</sup>ン<sup>デ</sup>リ<sup>ア</sup>  
 人<sup>びと</sup>キ<sup>リ</sup>キ<sup>ヤ</sup>人<sup>びと</sup>ア<sup>シ</sup>ア<sup>人</sup>の<sup>二</sup>諸<sup>あ</sup>い<sup>くわい</sup>會<sup>くわい</sup>堂<sup>だう</sup>より<sup>三</sup>人<sup>ひと</sup>々<sup>々</sup>起<sup>た</sup>ち<sup>て</sup>ス<sup>テ</sup>バ<sup>ノ</sup>と<sup>四</sup>言<sup>い</sup>  
 争<sup>あら</sup>ふ<sup>十</sup> 彼<sup>かれ</sup>等<sup>ら</sup>ス<sup>テ</sup>バ<sup>ノ</sup>の<sup>二</sup>智<sup>ち</sup>慧<sup>ゑ</sup>と<sup>三</sup>之<sup>これ</sup>の<sup>四</sup>由<sup>より</sup>て<sup>五</sup>言<sup>い</sup>と<sup>六</sup>こ<sup>ろ</sup>の<sup>七</sup>靈<sup>みたま</sup>に<sup>八</sup>敵<sup>てき</sup>  
 する<sup>こと</sup>能<sup>あ</sup>は<sup>ず</sup> 遂<sup>つい</sup>に<sup>二</sup>人<sup>ひと</sup>を<sup>三</sup>して<sup>四</sup>証<sup>いっ</sup>告<sup>はり</sup>し<sup>め</sup>ける<sup>ハ</sup>我<sup>われ</sup>儕<sup>ら</sup>が<sup>九</sup>  
 言<sup>ことば</sup>を<sup>二</sup>聞<sup>き</sup>し<sup>三</sup>モ<sup>ー</sup>セ<sup>と</sup>神<sup>かみ</sup>を<sup>四</sup>誘<sup>け</sup>誘<sup>が</sup>たり<sup>十二</sup> かれ<sup>ら</sup>民<sup>たみ</sup>と<sup>三</sup>長<sup>ちやう</sup>老<sup>らう</sup>學<sup>がく</sup>者<sup>しや</sup>  
 たち<sup>の</sup>心<sup>こころ</sup>を<sup>二</sup>動<sup>うご</sup>か<sup>せ</sup> 突<sup>とつ</sup>然<sup>ぜん</sup>きた<sup>り</sup>て<sup>三</sup>彼<sup>かれ</sup>を<sup>四</sup>執<sup>とら</sup>へ<sup>五</sup>集<sup>あ</sup>ふ<sup>む</sup>議<sup>ぎ</sup>所<sup>じよ</sup>に<sup>六</sup>曳<sup>ひ</sup>來<sup>き</sup>り<sup>七</sup>  
 十三<sup>に</sup>つ<sup>は</sup>り<sup>て</sup> 妄<sup>あか</sup>の<sup>二</sup>證<sup>あかし</sup>人<sup>びと</sup>を<sup>三</sup>立<sup>た</sup>て<sup>四</sup>曰<sup>い</sup>は<sup>す</sup>ける<sup>ハ</sup>此<sup>まの</sup>人<sup>ひと</sup>ハ<sup>五</sup>聖<sup>せい</sup>所<sup>じよ</sup>と<sup>六</sup>律<sup>りつ</sup>法<sup>ぽう</sup>を<sup>七</sup>誘<sup>け</sup>誘<sup>が</sup>す<sup>八</sup>  
 と<sup>を</sup>語<sup>かた</sup>り<sup>て</sup>止<sup>や</sup>め<sup>十四</sup> 蓋<sup>あ</sup>か<sup>れ</sup>語<sup>かた</sup>り<sup>テ</sup>此<sup>まの</sup>ナ<sup>ザ</sup>レ<sup>の</sup>イ<sup>エ</sup>ス<sup>ハ</sup>此<sup>まの</sup>所<sup>じよ</sup>を<sup>二</sup>毀<sup>おこ</sup>  
 ち<sup>かつ</sup>且<sup>かつ</sup>モ<sup>ー</sup>セ<sup>の</sup>我<sup>われ</sup>儕<sup>ら</sup>に<sup>二</sup>授<sup>ま</sup>け<sup>る</sup>所<sup>じよ</sup>の<sup>三</sup>例<sup>れい</sup>を<sup>四</sup>易<sup>か</sup>ふ<sup>べし</sup>と<sup>五</sup>曰<sup>い</sup>は<sup>す</sup>る<sup>を</sup>我<sup>われ</sup>儕<sup>ら</sup>聞<sup>き</sup>



たれば也なり十五 是は於こゝて集議所あふぎに坐ませる者ものみな目を注つて彼かれを見みし其その面おもて天使てんのかみの面おもての如ごとかりき

**第七章**

さて祭司さいいの長ながいひけるハ此事このことかくの如ごとかる乎やニ

テバノ曰いひけるハ衆兄弟ひびとくきやうだいおよび父等ちちらは聽きわれらの先祖せんぞア

ラハム未いまだカラんに住すまざる前まへメソポタミヤに在ありしとき榮はい

光くわうの神かみあらされて三 彼かれは曰いひたまひけるハ爾なんぢの國くにを出いな

ちの親族あんなを離はなれて我われらふんちに示あさん所ところの地ちに至いたり

プラハムカルダヤ人びとの地ちを出いてカラんに住すまり其父そのちちの死あつ

のち神かみハ彼かれを彼處かゝより今いまふんちに住すまるところの此この地ちに移うつ

し給たまへり五 此地このちに於おいて足あしを踏ふ立たるかの地ちをも賜あせ且かつか

れハ未いまだ子こあらざりしに此この地ちを産業さんげふとして彼かれと其子孫そのこゝろは

賜あせんと約束やくよくし給たまへり六 神かみ如此かくいひ給たまへり彼かれの裔すまハ他ほかの國くに

に旅やらん他ほかの國くにの人々ひとこれを奴隸ぬれいと爲なて四百年よひやくねんの間あひだあや

まさん七 神かみまた云いはくかれらを奴隸ぬれいとする國民くふびとを我われ鞠さくべし

厥後そのちかれら其國そのくにを出いてこの處ところに於おいて我われは事つかへ八 また彼かれは

割禮かの契約けいやくを予あへ給たまへり斯かくてアブラハムイサクをうむる第やう

八日やに割禮かを之これに行おふ九 イサクヤコブを生うむ十 ヤコブ十二の始あ

祖そを生うむ始祖あたちヨセフを妬ねむこれをエジプトに賣うり然しか

と神かみハ彼かれと借かり十一 在ありて諸しよの患難くわんなんの中うちより之これを救すくひ出だしエジ

プト王わうバロの前まへに於おいて恩寵おんちゆうと智慧ちいとを賜あせエジプトに及および

口の全家ぜんかを宰つかせ給たまふ十二 茲こゝにエジプトにカナンの遍すべの地ちは

饑饉ききんと大おほい難なやみあり我われら先せん祖ぞたちも食物あじふくを獲うることを得え



ざりき十二 然る十三よヤコブエジプト十四よ穀物ある事を聞て先わ  
 れらの先祖十五たちを遣す十六 再び遣し十七く時ヨセフ十八の兄弟十九よ  
 識れ且ヨセフ二十の親族二十一パロ二十二よ明二十三よあれり二十四 ヨセフ二十五人を遣し  
 て其父二十六および凡二十七の家族二十八七十五人二十九を召來三十しむ 是三十一は於てヤ  
 コブエジプト三十二は下れり彼も我儕三十三の先祖三十四たちも死三十五たる後三十六  
 スケム三十七よ送れアブラハム三十八が金三十九をもてスケム四十の父四十一あるエン  
 モル四十二の子孫四十三より買四十四おきし墓四十五よ葬四十六られたり四十七 神四十八のアブラハ  
 ム四十九よ示し給五十へる約束五十一の期五十二ちかづく五十三よ従五十四ひて民五十五蕃五十六衍五十七りてエ  
 ジプト五十八よ多五十九あれり六十 ヨセフ六十一の事六十二を知六十三ざる他六十四の王六十五起六十六る六十七よ至  
 りて六十八 彼六十九あしき謀計七十をもて我儕七十一の親族七十二を待七十三ひ我儕七十四の先祖七十五  
 たちを困苦七十六し其嬰孩七十七の活残七十八ざるやう之七十九を棄八十させんとせり

二千一 其時二モーセ三生四て甚美五しく三ヶ月六のあひだ父七の家八よ育九ら  
 れ十 三十一 棄十二られし後十三パロ十四の女十五こきを拾十六ひあけ己十七の子十八として育十九  
 たり二十 三二十一 モーセ二十二盡二十三くエジプト二十四人の學術二十五を教二十六られ言二十七と行二十八とよ  
 才能二十九あり三十 四十三十一歳三十二よ及三十三て其兄弟三十四あるイスラエル三十五の子孫三十六を  
 顧三十七るの心三十八起三十九れり四十 一人四十一の冤抑四十二らる四十三者四十四を見て之四十五を保護四十六エ  
 ジプト四十七人を撃四十八て其仇四十九を報五十たり五十一 モーセ五十二ハ我手五十三をもて神五十四の  
 彼等五十五を救五十六んと志五十七給五十八ふ事五十九を其兄弟六十悟六十一るならんと意六十二しかと彼  
 等六十三ハ悟六十四ざりき六十五 次日六十六かれら相闘六十七ふこと有六十八ければ之六十九は現七十れ  
 て和七十一け日七十二けるハ人々七十三よ爾曹七十四兄弟七十五ある七十六よ何故七十七相害七十八ふや七十九 其  
 友八十を害八十一ふ者八十二かれを拒却八十三て日八十四けるハ誰八十五が爾八十六を立て我儕八十七の有八十八  
 司八十九また刑官九十と爲九十一しや九十二 八九十三 ふんぢ昨日九十四エジプト九十五人を殺九十六し九十七如九十八



また我をも殺さんと爲か 二九 モーセ此言よより逃てミデア  
 ンの地よ旅人どかり彼處よ於て二人の子を生り 三十 既よ四  
 十年を過し時シナイ山の野よ於て主の使者棘の中の火焰  
 の間にてモーセよ現る 三一 モーセ之を見て奇ミ諦視んとし  
 て近れるとき主の聲あり云く 三二 我ハ爾の列祖の神をふえ  
 ちアブラハムの神イサクの神ヤコブの神ありモーセ畏怖  
 き敢て諦視ざりき 三三 主また彼よ曰給ひけるハ爾の足の履  
 を解ふんちが立る處ハ聖地あり 三四 我すでよエジプトよ在  
 わが民の苦難を見かつ其嘆息を聞これ救んが爲よ降れ  
 り來れ我ふんちをエジプトへ遣さんと 三五 夫かれらが拒て  
 誰か爾を立て有司また刑官と爲し乎と云し此モーセを神

ハ棘中よ現れ使者の手よ托て有司また救者として遣し  
 給へり 三六 この人エジプトおよび紅海また四十年の間野よ  
 於て奇跡と休徴を行ひて彼等を導き出せり 三七 イスラエ  
 ルの子孫よ語て神ハ爾曹の兄弟の中より我おとき一人の  
 預言者を爾曹の爲よ起し給ふ可と言しハ即ち此モーセあ  
 り 三八 彼ハ野の會よ在シナイ山にて已よ語れる所の天使ま  
 た我儕の先祖等と惜よ在て我儕よ授んがため生る道を受  
 し者なり 三九 此人よ我儕の先祖たちハ順ふことを欲き反て  
 之を卻け其心すでよエジプトよ返り 四十 アロンよ曰けるハ  
 我儕よ先つべき神を我儕の爲よ造れ蓋われらをエジプト  
 の地より導き出せと彼モーセハ如何ありしか知されバ也



厥時かれら積を造るの像は犠牲を獻け己の手の所作を  
 喜べり 是は於て神の彼等を顧みきして其天の軍勢を祭  
 るは任せ給へり即ち預言者の書はイスラエルの族は爾曹  
 の四十年のあひだ野に於て犠牲と祭物を我に獻しや  
 爾曹はモロクの幕屋およびレバンといふ神に象れる星  
 すもち爾曹が拜する爲に造れる所の像を携へたり我は  
 んぢらにバビロンの外へ徙んと録されたる如し 我儕の  
 先祖たちの野にて證の幕屋を有り此はモーセに語れる者  
 かれは對て己を見し所の式に遵ひて造きと命せし如く造  
 れる者あり 我儕の先祖たち此幕屋を承てヨシユアと借  
 り異邦人の地を攻取し時これを携入り此異邦人のダビデ

の時までも我儕の先祖たちの前より神の逐驅ひ給し所の  
 者あり 四六 ダビデ神の前は恩を蒙てヤコブの神の爲に居所  
 を設んと欲たれど 四七 ソロモン神の爲に殿を建たり 然と  
 も至上き神の手にて造れる所に居たまえき蓋預言者の云  
 る如し 四九すなは 即ち主いひ給く天は我座あり地は我足凳あり  
 爾曹我ためは如何なる屋を建んと爲か又わが息む所の何  
 處なる乎 我が手に此凡の物を造らざりし乎 強項よし  
 て心と耳は割禮を受ざる者よ爾曹常は聖靈に逆ひ其先祖  
 たちの如く爾曹も行あり 爾曹の先祖等ハ孰の預言者を  
 か窘迫ざりし彼等ハ義者の來んことを預め語し者を殺し  
 爾曹ハ今この義者を解し且これを殺す者となれり 爾曹



ハ天の使者よ由て律法を受おほ之を守ざる也○ 衆人こ  
 れらの言を聞て大に憤り切齒しつゝステパノに向へり  
 然よステパノハ聖靈に満され天を仰て神の榮光と其右よ  
 イエスの立るを見て曰けるハ 視よ我天ひらけて神の右  
 よ人の子の立るを見 是よ於て彼等大に呼り耳を掩ひ心  
 を合せてステパノの所よ驅より 彼を邑より逐出し石を  
 もて之をうつ證人等おのゝ其衣服をサウロと云る少年  
 の足下よ置り 彼等が石を以てステパノを撃る時かれ祈  
 て曰けるハ主イエスよ我靈魂を納たまへ 又跪き大聲  
 よ呼いひけるハ主よ此罪を彼等よ負しむる勿れ此言をい  
 ひ畢て寝よ就サウロ彼の殺さきしを好とせり

第八章

此日エルサレムよ在どころの教會を大に窘迫こと

起り使徒等の外ハ皆ユダヤとサマリアの地よ散されたり

二 徹虔ある人々ステパノを葬り之が爲よ大なる哭泣をお

せり サウロハ教會を殘害して此處彼處の家よいり男女

を曳出して之を獄に付せり 是よ於て散されたる者ども

徧く往て福音を宣傳たり 五 ビリポハサマリアの邑よ下て

キリストの事を彼等よ示す 多の人々ビリポが行へる奇

ある跡を見聞して心を同うし謹て其語れる言を聴り 七

ハ汚たる鬼大に喊叫て其憑る所の多の人より出また癱瘓

および跛者の人も多く愈されたれば也 之よ因て此邑よ

大なる喜ありき 九 爰よシモンと云る素魔術を行ひサマリ



アの民を駭かしむ者あり 十 小より大に至るまで皆謹て彼  
 一 聽この人ハ神の大なる能ありと曰り 十二 彼等の謹て之よ  
 聽るハ久く其魔術ヲ駭かさきたるが故あり 十二 然れども彼  
 等神の國およびイエスキリストの名よつきて福音を宣る  
 一 ンピリポを信せしかバ男女どもバプテスマを受 一 ンシモンも  
 亦信じてバプテスマをうけ常よピリポと借よ在て彼が行  
 一 ンふ所の奇ある跡と休徴を見て駭けり 十四 エルサレムよをる  
 使徒等サマリア已よ神の道を受たりと聞てペテロとヨハ  
 一 ン子を彼處よ遣す 十五 この二人の者くだりて彼等が聖靈を受  
 一 ンん爲よ祈れり 十六 蓋かれら唯主イエスの名よ入られバプテ  
 一 ンスマを受し耳にて未だ其一人にも聖靈下ざりじよ因 十七  
 一 ン

の時二人の者手を彼等の上よ按けれバ彼等聖靈を受たり  
 一 ン 使徒たちの手を按るよ因て聖靈を予られしを見てシモ  
 一 ン ン金を携來り彼等よ曰けるハ 十九 わがて我手を按ところの者も凡  
 一 ン ンて聖靈を受ん爲よ此權を我よも予よ 二十 ペテロ彼よ曰ける  
 一 ン ンハ爾の金ハ爾と借よ亡よ爾ハ神の賜を金よて得んと意り  
 一 ン ン 二 爾この事よ於て分あく又與あし蓋あんちの心神の前よ  
 一 ン 正からき 二 故よ爾この惡を悔改めて神よ祈れ爾の心の念或  
 一 ン ンハ赦れん 三 我爾が膽の苦よをり不義の繋よ在を見れば也  
 一 ン 二 四 シモン答て曰けるハ爾曹が語れるところ一も我よ及ぞ  
 一 ン ンるやう我爲よ主よ祈れ 二 五 かれら主の道を證し且これを語  
 一 ン ン 後エルサレムへ返往ときサマリア人の諸邑よ福音を傳



たり○<sup>二六</sup> 主の使者ピリポは語て曰けるは起て南の方に向  
 ひエルサレムよりガザ下る所の路は往うの路ハ野あり  
<sup>二七</sup> かれ起て往りエテヲピア人すあえちエテヲピア人の女  
 王カンダケの大臣ある寺人にて凡て其女王の財寶を司る  
 者禮拜の爲エルサレムに來し<sup>二八</sup> うの返あるが車の中は坐  
 じ預言者イザヤの書を讀をれり<sup>二九</sup> 靈ピリポは曰けるは往  
 て此車は就<sup>三〇</sup> ピリポ趨よりて彼が預言者イザヤの書を讀  
 を聞これに曰けるは爾うの讀どころの事を曉るや<sup>三一</sup> 彼い  
 ひけるは若われを啓く者あくば如何で曉ることを得んや  
 遂は請てピリポを已と同一坐せしむ<sup>三二</sup> 其讀をりし聖書の  
 文ハ左の如し彼ハ羊の屠場は牽るゝ如く牽れ又羔の其毛

を剪者の前にて聲を出さぬが如く其口を開き<sup>三三</sup> かれ卑賤  
 は居じとき<sup>三四</sup> 義判を奪れたり誰か能うの世の狀を述得ん  
 や蓋かれの生命地より滅れたれば也<sup>三五</sup> 寺人ピリポは對い  
 ひけるは請われ示せ預言者の誰を指て之を語じや自己  
 を指じか他人を指しか<sup>三六</sup> ピリポ口をひらき此録されたる  
 所は基きてイエスの福音を彼に宣傳ふ<sup>三七</sup> 斯て二人の者路  
 をゆき水ある所に至ければ寺人いひけるは水を見よ我ハ  
 プテスマを受んとす何の礙か有や<sup>三八</sup> ピリポ曰けるは爾も  
 し全心をもて信せば可らん彼こたへて曰けるは我イエス  
 キリストハ神の子ありと信せ<sup>三九</sup> 遂は命じて車を止じめピ  
 リポと寺人の二人水は下りピリポハプテスマを彼に施せ



り三九 かれら水より上れるとき主のミナト 靈ミナト ピリポを引去るヒキサ 寺人オジ また彼を見ミ ことを得エ ざりき寺人オジ 喜びて其路ミチ を往ユキ り四十 備サテ アシドシド ヲにてピリポピリポ 遇ア へる者あり彼カレ すべてツベテ の邑郷ウラサト を經ケ て福フク 音を宣傳イハ へカイザリヤカイザリヤ 至イ たり

第九

サウロサウロ の猶モト も兇言オノコト と殺氣コロシキ を吐ハキ て主ミナト の弟子シナ 等をせめ祭司サイシ の長チカ 往ユキ て二 ダマスコダマスコ の諸會堂シヨウエドウ 寄ヨ する書カキ を求モト む彼カレ の此道ココノミチ 從マ へる者モノ を見ミ ぱ男女オノナ かくカク たらき捕ツ へて之コレ をエルサレムエルサレム 曳ヒ くと意カ り三 彼カレ ゆきてダマスコダマスコ 近チカ けるとき忽タ ち天テン より光ヒカリ ありて彼カレ を環照ユウシヤウ せり四 かれ地チ 小チ ける其時ミトキ サウロサウロ 何ナニ ゆゑ我ワレ を窘迫セムル やといふ聲コエ を聞キ けり五 サウロサウロ 曰イ けるハ主ミナト よ爾ナンチ の誰タレ ぞ主ミナト いひ給たま けるハ我ワレ 小チ ちが窘迫セムル ところの

イエスイエス あり爾ナンチ 刺シ ける鞭ムチ を蹴ケ へ難ガタ し六 かれ戦タケ き駭オドロ きて曰イ けるハ主ミナト よ我ワレ 何ナニ を行ナ じめんと爲タ 給たま ふや主ミナト かきイ 曰イ けるハ起タ ちて邑ウラ 入イ さらば爾ナンチ 行ユ べき事コト を示シ さんべし七 彼カレ と偕トモ 往ユ る人ヒト 言コト ふこと能ア けじて立止タ ちり其聲コエ を聞キ けども誰タレ をも見ミ ざりき八 サウロサウロ 地チ より起タ ちて眼メ を啓ヒ たる九 何ナニ も見ミ ざりけむ十 伴トモ へる人ヒト 等ト の手テ を援タ けてダマスコダマスコ 入イ ぬ九 かれ三日ミツカ の間アヒ みえき又マ 飲食オノケ をも爲セ ざりき十 斯カク てダマスコダマスコ アナニアアナニア と云イ へ一人ヒト の弟子シナ あり主ミナト 幻マヤ の如ト く彼カレ 曰イ 給たま へけるハアナニアアナニア 答コタ へるハ主ミナト われ此ココ 在アリ 主ミナト いひ給たま へけるハ起タ ちて直ナ ど云イ へる街チマ 往ユ ユダユダ の家イヘ 至イ たりタルタル の人ヒト サウロサウロ といふ者モノ を尋タ ぶ十一 彼カレ の祈イノリ 居キ 居カ 且かつ アナニアアナニア といふ人ヒト きたりて見ミ ること十二



得させんがため手を其上よ按じと幻よ見たれば也ナリ十三 アナ  
 ニア答けるハ主よ我この人よつきて多の人の語れるを聞  
 じよ彼がエルサレムにて爾の聖徒を苦しこと如何ばかり  
 ぞ乎ヤ十四 且この處よても彼ハ凡て爾の名を願者を捕んとて  
 祭司の長より受たる權威を有り十五 主いひ給ひけるハ往よ  
 彼ハ異邦人および王とイスラエルの子孫の前よ我名を擔  
 じめん爲よ我選じ器あり十六 彼ハ我名の爲よ如何ばかりの  
 苦難を受るか我これを彼よ示さん十七 此よ於てアナニア往  
 て其家よいり手を彼の上よ按て日けるハ兄弟サウロよ爾  
 の來れる路にて現れじ所の主イエス爾が再び見ことを得  
 かつ聖靈よ滿されん爲よ我を遣せり十八 忽ち彼の眼より鱗

の如きを脱て再び見ことを得むをち起てバプテスマ  
 を受十九 彼すでよ食じて強健たり斯てサウロハ數日の間ダ  
 マスコよある弟子等と交り二十 直よ會堂よ於てイエスの事  
 を宣て即ち此ハ神の子ありと言二十一 聞者みふ駭異て日ける  
 ハ此人ハエルサレムよ於て此名を願者を殘害じ且こくよ  
 來じも之を捕て祭司の長よ曳んとするよ非ぢや二十二 然ども  
 サウロハ益々堅固じて此イエスのハキリストありと證をふ  
 じダマスコにをる所のユダヤ人を辯折たり二十三 既よ多の日  
 を歴て後ユダヤ人サウロを殺さんと謀じが二十四 その計謀つ  
 ひよサウロよ知る彼等ハ夜も晝も邑の門を守て之を殺さ  
 んとせじよ二十五 夜弟子たち篋をもてサウロを石牆より墮下



せり二六 サウロハエルサレム二七 至て弟子たち二八 列らんと爲たり  
 たり二九 じよ皆かれが弟子たることを信せ三〇 きて之を懼る  
 パルナバ彼三一 を援て使徒たちの所三二 至り其途中にて主を見  
 じこと又主の彼三三 語り給ひじこと三四 及ダマスコ三五 在て憚ら  
 せイエスの名三六 由て語じことを告たり三七 彼エルサレム三八  
 在て弟子たち三九 借四〇 往來じ四一 主イエスの名四二 由て憚ら  
 語四三 かつギリシヤ方言のユダヤ人と辯論四四 へり彼等サウロを  
 殺さんと圖四五 然四六 兄弟たち四七 之を曉り彼をカイザリヤ四八  
 で送りてタルソ四九 往五〇 じめたり五一 是五二 於てユダヤガラヤ  
 及五三 サマリア中の教會ハ平安五四 且成立て主を畏れ事を行ひ  
 聖靈五五 の勸五六 因て其數五七 いや増れり五八 ○ 偕五九 ペテロ六〇 遍く諸方の

地一 を經てルツダ二 住る聖徒の所三 至り四 一の處にて一人の  
 癱瘋五 を患ひ八年六 のあひだ床七 臥るアイチア八 と名る者九 遇  
 三三 三三 彼三四 曰けるハアイチア三五 よイエスキリスト三六 爾を愈  
 す起て三七 爾みづから床三八 を治三九 彼たぢ四〇 起四一 ルツダ四二 及サロン  
 住る凡の人四三 これを見て主四四 歸せ四五 ○ ヨツバ四六 女四七 の弟  
 子四八 ありタピタ四九 と名く譯五〇 バドルカス五一 彼ハ多五二 の善事五三 と施濟五四 を  
 行五五 へる者五六 ありじが五七 一のころ病五八 て死五九 たる六〇 よより其屍六一 を洗  
 三六 三六 樓三七 に置り三八 ヨツバ三九 ハルツダ四〇 に近四一 き故四二 に弟子たち四三 ペテロ  
 の彼處四四 に在四五 ことをきく二人四六 の者四七 を遣四八 じて我儕四九 に來五〇 ことを  
 遅五一 する勿五二 れと請五三 じむ五四 ペテロ五五 起五六 て彼等五七 と偕五八 にゆき五九 既に至  
 三九 三九 けれ四〇 バ人四一 やかれ四二 を引四三 て樓四四 に登四五 凡四六 の寡婦四七 たち四八 ペテロ四九 の側



に立たちて哭泣なげきつゝドルカスが借せもに在ありしとき常つねに作つくれる所の  
 上衣うはぎ下衣あだぎを彼かれに示みす 四十 彼等かれらを悉ことごとくく外うへに出じひざまつ跪まづきて  
 祈いのり又また屍しかばねにむかひ向むかひてタピタ起おきよと日ひけれバかの婦眼きんなめを啓ひらきベ  
 テロを見みおきて坐まじぬ 四一 ペテロ手てを伸のべて之これを起おこし聖徒せいとお  
 よび寡婦等やもゆたちを召よびて此活このいきたるタピタを其前そのまへに立たじめたり 四二  
 此事このことヨツバ中ちゆうに志おほく多ひとくの人々ひとぐ主まへを信あん 四三 斯かくてペテロ久ひさく  
 ヨツバに留とどまりて皮工かはなめシモンシの家いへに居まり  
 第十第十章 カイザリヤにイタリヤ隊たいと稱なふ組ぐみの百夫ひやくにんの長から  
 コル子リヲと云いへる人ひとあり 二 彼かれハ信あん心の深ふかき者ものにて其擧そのすゑの  
 家族かぞと借せも神かみを敬うやまひ民たみに多おほくの施濟ほせこをふじ恒つねに神かみに祈いのりせ  
 り 三 晝ひるの三時さんじおろ幻まぼろの如ごとく神かみの使つかひ者の來きりてコル子リヲ

よと日いるを明あきらか見みる 四 かれ目めを注そめこきを見みて懼おそれ日ひけるハ  
 主まへよ何事なふことあるや天使つかひかれに日ひけるハ爾なんぢの祈いのりあんぢの施ほせ  
 濟こすでよ上のぼりて神かみの前まへに記き置おけたり 五 いま人ひとをヨツバへ遣つかは  
 じベテロと云いシモンを召よふ 六 彼かれハ皮工かはなめシモンシの所ところに寓やれり  
 其家いへハ海濱うみべに在あり七 コル子リヲは語かたれる天使つかひさりし後のちかれ  
 其僕そのあし二人ふたりと恒つねに已おのれに事つかふ信あん心の深ふかき兵卒へいそうを召よふ 八 此事このことを詳くわ  
 く告つげてヨツバへ遣つかはす 九 彼等かれらゆきて次日つぎのひの邑まちに近ちかづ  
 る時ときベテロ祈いのりのため屋上やねに升のぼり時ときハ約おほう十二時じふにじあり  
 十 甚いくう餓うて食あせんと欲おもしが人ひとの食物あよくちつを具そる間うちに彼氣かれきを  
 喪うへる心地こゝちして 十一 天てんひらけ器物うつはものの降くだれるを見みる大おほい布ぬ  
 の如ごとく四角よすかを繫むすび地ちに縫つりおろされたり 十二 其中そのなかに凡すべて地ちの四よ



足の獸昆蟲および空の鳥あり 十三 かつ聲ありて彼よ曰ける  
 ハペテロよ起て之を殺し食せよ 十四 ペテロ答けるハ主よ可  
 らじ我いまだ穢たる物と潔からざる物を食せし事あじ 十五  
 聲ふたぐび有て彼よ曰けるハ神の潔たる物を爾潔からせ  
 ど爲あかれ 十六 此の如こと三次たぐちよ其器物天よ上られ  
 たり 〇 十七 斯てペテロ其見し所の異象ハ如何なる意あらん  
 と疑ひ在し時コルテリヲより遣されたる人等すでよシモ  
 ンの家を訪て門の前よ立 呼てペテロと稱シモンハ此よ  
 寓れるや否と問 十八 ペテロ猶ろの異象の事を思をりじよ靈か  
 れよ曰けるハ視よ三人の者なんぢを尋ぬ 十九 起て下り疑を  
 せして彼等と偕よゆけ我これを遣じく也 二十 ペテロ下て其

人たちよ曰けるハ我ハ爾曹が尋る所の者なり爾曹如何か  
 る故ありて來るや 二十一 彼等いひけるハ百夫の長なるコルテ  
 リヲと云る義かつ神を敬ひ凡のユダヤ人の中よ尊はるく  
 者あんぢを其家よ召て爾の言を聽と聖使よ示さきたり 二十二  
 是よ於てペテロ彼等を召入て館じめ次日ペテロ彼等と偕  
 よ出立けるがヨツバの兄弟たちも亦かれよ伴へり 二十三 次日  
 かれらカイザリヤよ入るコルテリヲハ既よ其親族および  
 親き友等を召集て之を待居たり 二十四 ペテロの入來る時コ  
 ルテリヲ彼を迎へ其足下よ伏て拜り 二十五 ペテロ之を扶起じ  
 曰けるハ起よ我も人あり 二十六 斯て偕よ語つゝ内よ入て多の  
 人の集まるを見 二十七 彼等よ曰けるハユダヤ人の異邦人と交



り又近く事の律よ合ざるハ爾曹の知どころ也さきと神ハ  
 何の人をも穢たる者あるハひの潔からざる者といふ勿と我  
 よ示し給へり 是故よ我請らるゝや直よ猶豫せして來る  
 我なんぢらよ問われを請しハ何の爲ある乎 三十一  
 日けるハ四日前よ我斷食して此時刻よ至れり三時おろ家  
 よ在て祈禱をりしよ睥ける衣を着たる者わが前よ立三  
 けるハコルネリヲよ爾の祈禱ハ聞れ爾の施濟ハ神の前よ  
 記置れたり 然バ人をヨツバへ遣しベテロと稱シモンを  
 召かきハ海邊よある皮工シモンの家よ寓きり彼きたりて  
 爾よ語るべしと 是故よ我たぢちよ人を爾よ遣せり爾の  
 來れるハ善われら神の爾よ命じ給へる一切の言を聽んと

て今神の前よ在あり ○ 三十四  
 三十五  
 何の國民にても神を敬ひ義  
 を行ふ者ハ其聖旨よ適と云ことを悟る 三十六  
 のイエスキリストよ由て平和を宣イスラエルの子孫よ予  
 たまひし所あり此イエスの萬物の主たる也 夫ヨハ子の  
 宜しバプテスマの後ガリラヤより始りユダヤ中よ有し事  
 ハ爾曹が知どころ 即ち此ナザレより出たるイエスの神  
 より聖靈と才能を以て膏を沃がれ 周遊て善事を行ひ凡  
 て惡魔よ懣たる者を愈せり蓋神かれと借ありしよ因 三十九  
 我  
 儕ハ彼がユダヤ人の地およびエルサレムよ於て行ひし凡  
 の事を證する者ありユダヤ人ハ此人を本よ懸て殺せり 四十



神ハ第三日ノ之を甦らせ衆の民にハ顯さで 惟うの預め  
 選たまへる證人すあえち彼が甦りし後こきと同一飲食せ  
 し我儕ノ之を顯し給へり かつ彼ハ其生者と死者の審判  
 人ノ神より定られし事を我儕ノ證して民ノ宜よと命じた  
 り 凡の預言者も凡そ彼を信する者ハ其名ノ由て罪の赦  
 を受べしと彼ノつきて證せり 彼テロこの言を語れる間  
 ノ道を聽どころの凡の者ノ聖靈降れり 彼テロと偕ノ來  
 りし割禮ある信者等ハ聖靈の賜の異邦人にまで注ける事  
 を駭きぬ 其ハ異なる邦々の方言にて彼等が語れると神  
 を讚るとを聞たれば也 此時彼テロ答けるハ我儕の如く  
 既ノ聖靈を受たる此人々ノ孰か水を禁じてバプテスマを

受ざらしむる者あらん乎 遂ノ主の名ノ由てバプテスマ  
 を受べき事を彼等ノ命ぎ是ノ於て彼等ベテロハ數日留ら  
 んことを請へり

第十一章

使徒等およびユダヤ中ノ在どころの兄弟すで

異邦人も神の道を受たりと聞 彼テロエルサレムノ上し  
 とき割禮ある者も彼と争ひ 曰けるハ爾ハ割禮あき人  
 の家ノ入て彼等ノ同ノ食せり 彼テロその有し始より次  
 第ノ語て彼等ノ顯し曰けるハ 我ヨツバの邑ノ在て祈れる  
 とき氣を喪へる心地して天より四角を繋たる大なる布の  
 如き器の下るを見たるノ其器わが前ノ著り われ目を注  
 て熟々之を視バ中ノ地の四足のものと野獸昆蟲および空



しめたり五 ベテロハ如此獄ひきや守られ教會ハ之これが爲ために懇切  
 神かみに祈いのる六 ヘロデ彼かれを曳出ひきださんとする前夜ベテロハ二ふたつの  
 鍵くさりに繫つながれて二人ふたりの兵卒へいそうの間あひだに睡ねむり守者まもるものハ門かどの前まへに在ありて其  
 獄ひきやを守まもれり七 時ときに主あゆの使者つかひ來きたりけれバ光獄ひかりひきやの中うちに照輝かややくそ  
 の使者つかひベテロの脇わきを拊たたくて之これを醒さまし速すみかよ起おきよと日ひしに鍵くさり  
 の手てより脱あちたり八 使者つかひかれよ日ひけるハ爾なんぢ帶おびを志め履くつを  
 納ほげよベテロの如ごとくせり天使つかひまた日ひけるハ爾なんぢの袍うはぎを身かに纏まとひ  
 て我われに從したがへ九 ベテロ出いでて之これに從したがひしが其使者つかひの爲ためにこの  
 眞實まことあるをあら知しき異象まぼろしならんと意おもふ十 斯かくて第一だいいち第二だいにの警固かため  
 を過すぎて城邑まちに入いるところの鐵門てつのもんに至いたりし其門かどおのづから彼  
 等の爲ために啓ひらく即すなはち出いでて一ひとの衛ちまたを徑行すきゆくとき其使者つかひ忽たちまち彼かれよ

て我われかたり始はじめしとき聖靈せいれいをじめよ我われ儕らに降くだり如く彼等かれらに  
 も降くだり十六 其時そのときわれ主あゆの曰いたまへる口ハ子こハ水みづを以もてバ  
 プテスマばプテスマを施あげたるも爾曹なんぢらハ聖靈せいれいに由よりバプテスマを受うけ  
 んとの言ことばを憶起おもひだせり十七 既すでに神かみハ主あゆイエスキリストを信まん  
 る所ところの我儕われらに賜たまひ賜たまひ如ごとくおあじ賜物たまものを彼等かれらに予あそたまへバ我われいか  
 で神かみに逆さからふことを得えんや十八 彼等かれらこの事ことを聞きて答こたふる所ところあ  
 く惟ただ神かみを崇あがめいひけるハ實けに然しからん異邦人いほうじんの生いのちを得えん爲ために  
 彼等かれらにも悔改くわいあらためを予給あそへる事こと○十九 偕さいステバノよ就じて起おこし苦  
 難なんに因より散ちられたる人々ひと旅たびしてベニケクブロ及およびアンテオ  
 ケよ至いたりしが惟ただユダヤ人びとの道みちを語かする二十 彼等かれらの中うちにクブ  
 ロクレ子の人々ひとありてアンテオケよ來きたり主あゆイエスの福あゆ音いん



の鳥ありき 七 且われよペテロよ起て之を殺し食すべしと  
 曰る聲を聞き 我いひけるハ主よ可らじ穢たる物と潔か  
 らざる物ハ未だ我口よ入しことあし 九 聲また天より我よ  
 答て神の潔たる物を雨潔からせと爲あかれと曰 十 此の如  
 きこと三次つひは各物ふたたび天よ引上られたり 十一 其時  
 當てカイザリヤより我よ遣せる三人の者わが居どころ  
 の家の前よ立り 十二 また靈われよ疑をせして彼等と偕よ往  
 べしと曰り且この六人の兄弟も我と伴ひ往て其人の家よ  
 入ぬ 十三 かれ我儕よつら天の使者の我家よ立われよ向て人  
 をヨツバへ遣しペテロと稱シモンを迎よ 十四 其人あんぢ及  
 び爾の家族の救えるべき言を告んと曰るを見たりと 十五 斯

ど名るもの起て靈よより示しけるハ徧へ世界よ大ある饑  
 饉あらんと其こと果してクラウデヲカイザルの時よ起た  
 り 二元 是よ於て弟子たち各人うの力量よ従ひてユダヤよ住  
 る所の兄弟を濟ん爲よ彼等よ物を餽んことを定め 三十 遂よ  
 斯事を行ふ即ちバルナバとサウロの手よ托して之を長老  
 よ送れり

**第十三章**

當時ヘロデ王教會の中の數人を困苦さんどて彼

等を執ふ 二 かつ刃をもてヨハ子の兄弟ヤコブを殺せり 三  
 此事のユダヤ人の意よ適るを見て彼またペテロをも執ふ  
 此時ハ除酵節の日ありき 四 既よ彼を執て獄よいれ逾越  
 節ののち民の前よ曳出さんと欲ひ十六人の兵卒よ之を守



を宣のんてギリシヤ人びとにも語かたれり 主まの手てこれと借せもあり多おほく  
 の人ひと信まじて主まに歸きせり 彼等かれらも就つて其聞きこえエルサレムエルサレムに  
 在あるところの教會けうかいの取とり入いしかば遂つひにバルナババルナバを遣つかはしてア  
 ンテオケアンテオケに至いたらしむ 彼等かれらすすでで至いたり神かみの恩めぐみを見みて喜よろこび彼等かれら  
 心こころを堅かたし主まに屬つかんととを勸すすめたり 蓋さへかれハ善人よきひとにて聖せい  
 靈れいと信ま仰かうの満みる者ものあればはあり是こゝに於おいて數多あまたの人ひと主まに加くはり  
 ぬ 二五二五 倍ばいバルナババルナバハサウロサウロを尋たづねたためめにタルソタルソに赴おもむき 二六二六 彼  
 二 遇あひて之これをアンテオケアンテオケに携つれ來きたれり斯かくて彼等かれら一年いちねんの間あひだとも  
 二 教會けうかいに集あつりて衆おほくの民たみを教きふ弟子でしたちのキリステアンキリステアンと稱な  
 二 らししハアンテオケアンテオケより始はじり 二七 此このころ數人すにんの預言者よげんしゃ  
 エルサレムエルサレムよりアンテオケアンテオケに來きたる 二八 うちの中うちの一人ひとりアガボ

二 離はなれり 十一 彼テロペテロ悟さとりて曰いはけるハ我われいま誠まことに知しる主まの使つか  
 二 者ものを遣つかはしてヘロデヘロデの手てにおよび凡すべてユダヤ人ユダヤ人の願望のぞみより我われ  
 二 を拯出すくひし給たまひし事ことを 十二 かし悟さとりて後のちヨハ子よ名なをマコマコといふ人ひと  
 二 之母ははあるマリアマリアの家いへに至いたり多おほくの人ひとこゝに集あつりて祈いのりおた  
 二 十三 彼テロペテロが門かどの戸とを叩たたける時ときローダローダと名なる下婢しもめきたり  
 二 之これを窺うかがひしが 十四 彼テロペテロの聲こゑあるを知しければ喜よろこび堪たへき門もん  
 二 をも啓ひらきして趨かけ入いり 彼テロペテロの門もんの前まへに立たつことことを告つぐ 十五 彼等かれら口くち  
 二 一 曰いはるハ爾なんぢ狂くるり然されども女力まんないひ言はりて我言わがことばハ違たがはきと曰いは  
 二 二 たら又またいひけるハ蓋さへ彼テロペテロを守まもる天てんの使つかひ者ものあり 十六 彼テロ  
 二 三 たら門もんを叩たたて止やめししかば彼等かれら門もんを啓ひらき彼テロペテロを見みて駭おどろ  
 二 四 けり 十七 彼テロペテロ手てを搖うごかして彼等かれらの聲こゑを鎮あづめしめ主まの已おのれを獄じまよ



り引出し給し事の状を告また此事をヤコブ及び兄弟たち  
 示せといひ遂に出て他の處へ往り天明及び時ベテ  
 如何なりし乎と兵卒どもの中にて其騒擾容易あらざ  
 十九 へロデベテロを索れども見出さき遂に守卒を審問  
 て彼等死罪を命せ斯てへロデハユダヤよりカイザリヤ  
 下て止まり〇 二十 へロデツロドシドンの者に對て甚しく  
 怒を懷けきバ彼等心を合せて其所に來り内侍の臣プラス  
 ト親睦をあし之に託て平和を求む蓋かれらの國ハ王の  
 國に頼て糧食を獲バあり 二二 へロデその定たる日於て王  
 服を著その位に坐し彼等對て語れり 二三 民聲を揚いひけ  
 るハ此ハ神の聲あり人の聲に非き 二四 へロデ榮を神に歸せ

ざるより主の使者たぢちを彼を撃しかは彼ハ蟲の爲に  
 噬れて氣絶ゆ 二四 さて神の道ハ益々廣りバルナバ及びサウ  
 ロハ其職を成畢りてマコト名るヨハ子を携ひてエルサレ  
 ムより返れり



アンテオケの教會に數人の預言者と教師あり即

ちバルナバ及ニゲルと稱るシメロン又クレ子のルキヲ  
 及び分封の王へロデの乳兄弟マナエン及サウロあり 二  
 れら主事て斷食あせるとき聖靈いひけるハ我ためバ  
 ルナバとサウロを甄別ちて我かきらに命せし所の事を行  
 せしめよ 三 是に於て斷食し祈禱をあし手を二人の上  
 に按て之を往しむ 四 如此この二人ハ聖靈に遣されてセルキア



よ下り彼處より舟出してクプロよ赴けり<sup>五</sup> 彼等サラミス  
よつきユダヤ人の諸會堂よおいて神の言を宣またヨハ子  
を用わて其幫助となせり<sup>六</sup> 斯て彼等島の中を経てバボス  
よ至しとき偽り預言者バリエスと名る卜筮をあすユダヤ  
人よ遇<sup>七</sup> この人ハ國の方伯セルギヲバウロといふ智人ど  
借よあり時よ方伯バルナバとサウロを召て神の道を聽ん  
ことを求む<sup>八</sup> 然るよ彼の卜者エルマス(此名を譯バ卜者)二  
人の者よ敵ひ方伯をして信ぎること勿しめんとせり<sup>九</sup> サ  
ウロ一名ハバウロ聖靈よ滿さき目を注て彼を視<sup>十</sup> 曰ける  
ハ噫すべての詭譎と奸惡にて盈るもの惡魔の子をすべての  
義ことの敵よ爾主の直ある道を枉て止ざる乎<sup>十一</sup> 視よ主の

手いま爾の上よ在かんち<sup>十二</sup> 暫く日を見ざるべし即  
ち彼の目矇暗みて己を相せん者を求さまよへり<sup>十三</sup> 是よ於  
て伯方この所爲を見て主の教を駭き之を信せり<sup>十四</sup> ○バウ  
ロ及<sup>十五</sup> 子の從人バボスより舟出してバムフリアのベルゲよ  
至り此處にてヨハ子ハ彼等よ別てエルサレムよ歸り<sup>十六</sup> 彼  
等ハ此より旅してピシデアのアンテヲケよ至り安息日よ  
會堂よ入て坐しぬ<sup>十七</sup> 律法と預言者の書を讀畢りしのち會  
堂の宰たち人を以て彼等よ曰せけるハ人々兄弟よ若民よ  
勸ること有<sup>十八</sup> 言<sup>十九</sup> バウロ起て手を搖し曰けるハイスラエ  
ルの人々および神を敬ふ者よ爾曹聽べし<sup>二十</sup> 此イスラエル  
の民の神ハ我儕の先祖たちを選び其民のエジプトの地よ



旅やどりをりし時ときこれを育うだてかつ勁手つよきてを以もて彼等かれらを彼處かゝこより導みちびき  
 出いし約あはろ四十年よねねんのあひだ野のまて之これを撫養いたさひ又またカナ  
 の地ちの七族ななぞくの民たみを滅ほろぼし其地そのちを彼等かれらに嗣つがしめ後のちおよ  
 百五十年ひやくごねんのあひだ即すなはち預言者よげんしやサムエルの時ときまで之これに審士さばきびと  
 を與あそたまへり厥後そのちかれら王わうを求もとめられバ四十年よねねんの間あひだベニ  
 ヤミンの支派わかれキスの子こサウロを賜あまふ後のちまた彼かれを徒うろしダ  
 ビデを立たて彼等かれらの王わうとなじ且かつこれが爲ために證あかして曰いひたまひ  
 けるハ我われエツサイの子こダビデと云いへ我心わがこころは合あふ人ひとを得ねた  
 り彼ハ凡すて我旨わがねを行なすべし神かみハ其約そのやく束あは従したがひて斯人そのひとの  
 裔すまより救主すくひぬしイエスをイスラエルイスラエルの凡すの民たみに悔改くわいあらさのバプテスマを宣の  
 ぶヨハ子マテ先マテイスラエルの凡すの民たみに悔改くわいあらさのバプテスマを宣の

傳つたたり二五ヨハ子マテの職つとめを行おこなひし時ときいひけるハ爾曹なんざらわれを  
 誰たれと意おもふや我われハ其人そのひとに非あらき我われより後のちに來者くるものあり我われハ其足そのあ  
 の履くつを解とけにも足たらざる者ものなり人々ひとびと兄弟きやうだいアブラハムの子孫こ  
 および爾曹なんざらのうち神かみを敬うやまふ者ものよ此救このすくひの道みちを爾曹なんざらに遺おたま  
 へり夫それエルサレムエルサレムに往ゆる者ものおよび其有司そのつかさたちハキリス  
 トトを知しき彼かれを罪つみに定さだめ安息日あんそくじちおとよ讀よむところの預言者よげんしやの  
 言ことばを成あらしめたり二八かつ殺ころすべき故ゆゑを得ねざれどもピラトピラトよ  
 之これを殺ころさんことを求もとめ己すに彼かれに就つて録あるされたる凡すの言こと  
 を成ならしめけれバ之これを木きより下おろして墓はかに置おき然しかども神かみハ  
 之これを死あより甦よみがらせ給たまへり多日おほくのひの間あひだかれハガリラヤガリラヤより己おのれ  
 と借かよエルサレムエルサレムに上のぼりし者ものに現あらはれたり今いまかれの爲ために證あかし



民よする者ハ其人々なり 我儕も嘉の音を爾曹よつら神  
 ハイエスを甦らせて先祖等よ立たまひし約束を其子孫た  
 る我儕よ成たまへり 即ち詩の第二篇よ爾ハ我子なり我  
 今日なんちを生りと録されたるが如し また朽壞よ歸せ  
 ざる様よ彼を死より甦らす事よ就てハ左の如く言り云  
 われダビデよ約束せし所の頼むべき恵を爾曹よ予ふ可と  
 是故よ又ほかの篇よ爾ハ其聖者を朽果しめきと云り  
 夫ダビデハ神の旨よ遵ひ其世の爲よ勞苦しのち寢て先祖  
 たちと偕よ置れ遂よ朽果たり 然ども神の甦らせ給し者  
 ハ朽果ざりき 然バ人々兄弟よ此人よ由て罪の赦の爾曹  
 よ傳れるを知 爾曹モ一セの律法よ依て義と爲るゝこと

能ざる凡の罪も信ぎる者ハ皆かきよ由て赦され義とせら  
 るゝ也 然バ爾曹慎よ恐くハ預言者の書よ言れたる事な  
 んちらよ臨ん 曰く藐忽者よ視て駭き且亡よ蓋われ爾曹  
 の日よ一の事を行えん人これに爾曹よ告るとも爾曹信せ  
 ざる可れば也 ○ かれら會堂を出んとせしとき次の安息  
 日よ復この事を宜よと請れたり 會すでよ散じて多のユ  
 ダヤ人および其教よ入し神を敬ふ人々バウロとバルナバ  
 よ從へりパウロバルナバ彼等よ語て恒よ神の恩よ居ん事  
 を勸む 次の安息日よ至り邑の人々神の道を聽んとて幾  
 ど皆集まれり 多くの多く集まるを見てユダヤ人嫉妬を心  
 よ滿せて争辯かつ詬りパウロが言どころを拒めり



口とバルナバ毅然して曰けるハ夫神の道ハ必き先爾曹よ告べきなり然ども爾曹ハ之を棄かつ己ハ永生を受べき者よ非きと自ら定たれバ我儕轉て異邦人よ向ふべし蓋主かく我儕よ命じ給へり曰く爾救となりて地の極よまで及はん爲よ我なんぢを立て異邦人の光となせり 異邦人ハ之をきき喜びて主の道を讚美すべて永生よ定られたる者ハ信せり 是よ於て主の道あまねく此地よ廣りぬ 然るよユダヤ人神を敬ふ貴婦等および邑の尊長たる人々の心を動させてパウロとバルナバを窘迫その境より逐出せり 二人ハ彼等よ對ひ足の塵を打拂ひてイコニオムよ至れり 斯て弟子等ハ大よ喜樂を懷かつ聖靈よ盈されたり

第十四章 二人の者イコニオムよ於て共よユダヤ人の會堂

よ入て道を傳へユダヤ人およびギリシヤ人を多く信せしめたり 然るよ信せざるユダヤ人異邦人を唆て其心よ兄弟を憾しむ 彼等ハ久しく彼處よ留り主よ頼て憚らき道を傳ふ主また彼等の手よ休徴と奇なる跡を行えしめて其恩の道を證せり 邑の人々二よ分れ或ハユダヤ人よ與し或ハ使徒等よ與せり 斯て異邦人ユダヤ人および其有司たち共よ擁上かれらを辱しめ石にて撃んとす 二人のものの之を知てルカオニヤの邑あるルステラデルベ及うの四周の地よ逃を 彼處よ於て福音を傳ふ 〇 ルステラよ一人の足弱もの坐しおたり彼ハ生來の跛者にて夫た歩行し



事あし 此人パウロの語るを聴をりしがパウロ目を注て  
 其愈さるべき信仰あるを視 大聲よ曰けるハ爾の足にて  
 正しく立よ彼踊上りて行めり 人々パウロの爲し事を見て  
 聲を揚ルカオニヤの方言にて曰けるハ諸神人の形よなり  
 て我儕よ臨れり 彼等バルナバをゼウスと稱パウロハ專  
 ら説話ことをする人なるが故よヘルメスと之を稱 時よ其  
 邑の前よある所のゼウスの祭司壇と花籬を門よ携來りて  
 衆の人と共よ犠牲を獻け彼等を祭んとせり 使徒バルナ  
 バパウロ之を聞て己が衣を裂えしり出て大衆の中よ入  
 喊叫いひけるハ人々よ何故よ此事を行や我儕も亦なんぢ  
 らと同情をもつ所の人なり 爾曹よ福音を傳るハ爾曹をし

て此虚妄をすて天と地と海および其中の萬物を造り給へ  
 る活神よ歸しめんが爲なり 往にし世にハ神をべての異  
 邦人よ其己が道を行むことを容し給しかと 亦なんぢら  
 を恵て天より雨を降せ豊穰ある時候をあたへ糧食と喜樂  
 をもて爾曹の心を満しめ己みづから證せざりし事なし  
 此言を以て苦辛じて衆の人の己等よ犠牲を獻んとするを  
 止たり 時よユダヤ人等アンテオケイコニオムより來  
 りて多の人を唆め石をもてパウロを撃しめ既よ死たりと  
 意ひ邑の外よ曳出せり 弟子等ろの周圍よ立るとき彼お  
 きて邑よいり次の日バルナバと偕よデルベよ往り 斯て  
 ろの邑よ福音を傳へ多の人を弟子とあし又ルステライコ



ニオムアンテオケヨ返リ 弟子等の心を堅し其常ヨ信仰  
 ヲ居んことを勧め又おほくの艱難を歴て我儕が神の國  
 至る可ことを教ふ 斯て二人のものの教會おとよ長老をえ  
 らび斷食と祈禱をふし前より信じをる所の主ヨ之を託  
 二四 かり かれら遍くピシデアを経てバムフリアヨ至り 又ベ  
 ルゲヨ道を傳てアツタリアヨ下り 彼處より舟にてアン  
 テオケヨ航る此ハ彼等さきヨ神の恩ヨ託られ今どけし職  
 を行えんとて出し所あり 既ヨ至りて教會の人を集め己  
 を助けて神の行たまへる凡の事と異邦人のためヨ信仰の  
 門を開き給ひし事を告 斯て久く弟子等と偕ヨ彼處ヨ止  
 れり

第二十五章

ニダヤヨ下じ人々兄弟たちヨ教けるハ若さん

ちらモ一セの例ヨ從ひて割禮を受きバ救るゝことを得じ

ニ之ヨ由てパウロヨバルナバ大ヨ彼等と争ひ且論せむか

バ兄弟等この事ヨ就てパウロヨバルナバ及ろの中の數人を

エルサレムヨ上せ使徒と長老等ヨ遇しめん事を定む 是ヨ

於て彼等教會の人々ヨ送られ出ピニケおよびサマリアを

へ經て異邦人の神ヨ歸せし事を具ヨ述すべての兄弟を大ヨ

喜はしめたり 彼等エルサレムヨ至り教會と使徒および

長老たちヨ接られ己を助けて神の行たまひし凡の事を告

しヨ 五 バリサイ宗の中ある信者數人たちて曰けるハ彼等

ヨ必キ割禮を施し且命じてモ一セの例を守むべし 六 使



徒等および長老たち此事を議ん爲る集れり 茲も多の論ありしがペテロ起て彼等曰ける人々兄弟よ久き先も神われを爾曹の中より選び福音の道を我口より異邦人聞せ彼等をして之を信せしめ給しことハ爾曹の知どころ也 かつ人の心を知たまふ神ハ我儕も聖靈を賜し如く彼等にも賜て其證をふし 又信仰をえて其心を潔め我儕と彼等の間も分を爲ざりき 然るも今何故われらの先祖たちも我儕も負あたえざる軛を弟子等の頸も置て神を試むる乎 彼等の救る如く我儕も主イエスキリストの恩も由て救ることを信ぜる也 是も於て人々みあ黙してバルナバとパウロが神の己をもて異邦人の中も行ひ給へる

休徴と奇跡とを述るを聞き 彼等が言畢りし後ヤコブ答て曰ける人々兄弟よ我も聽 神初て異邦人を眷顧その中より己が名を崇る民を取給ひし事ハシモン既も之を述十五 預言者の言これと符り其書も 此後われ反て己も傾圮たるダビデの幕屋を復び起し其破壊の跡を復び造て之を建べし 是の餘の民および凡て我名をもて稱らる異邦人よ主を尋させん爲あり此すべての事を行ふ神これを言と録されたるが如し 神ハ世の始より其すべての所作を知たまへり 是故も我おもふ異邦人の中より神も歸する者を擧すハ宜からきと 然も書を彼等も遺て偶像も汚きたる物と姦淫と勅殺たる物と血とを戒むべし 二三



古より安息日おとよ會堂にてモーセの書を讀が故に其を  
 宣るもの各邑よあれバ也○ 是よ於て使徒および長老た  
 ち全會と偕よ其中より人を選び之をパウロバルナバと共  
 よアンテオケよ遣さん事を定むろの選れたる人ハ兄弟の  
 中の尊者すなえちバルサバと稱るユダ及シラスあり  
 彼等の手よ托て遣し書よ云く使徒長老および兄弟アンテ  
 オケスリヤキリキヤよをる異邦人の兄弟よ安を問 我儕  
 が命せざるもの我儕の中よりいで言をもて爾曹を擾し爾  
 曹の心を亂たりと聞之よ由て我儕心を同じ人を選て我  
 儕の愛するバルナバパウロと偕よ遣さんと定むこの二人  
 ハ我儕の主イエスキリストの名の爲よ其命をも愛ざりし

者あり 我儕ユダとシラスを遣し彼等の口より此事を述  
 しめんとす 爾曹よ任せじと定たり 即ち偶像よ獻し物と血と  
 何をも爾曹よ任せじと定たり 即ち偶像よ獻し物と血と  
 勅殺たる物と姦淫とを戒むべし若これらの事を爾曹みづ  
 から慎まば善ねがえくハ爾曹健剛あき かれら遣されて  
 アンテオケよ至り衆人を集て此書を付て 衆人これを讀  
 ろの勸を受て喜べり ユダとシラスも亦預言者あきバ多  
 の言を以て兄弟を勸め彼等を堅せり 斯て二人の者暫く  
 彼處よ止り後兄弟たちよ安然を祝され其已を遣しく者の  
 所よ送れたり パウロとバルナバハアンテオケよ止り其  
 餘の多の人と共よ教をふし主の道を宣傳ふ○ 數日の後



パウロバルナバは曰けるハ我儕さき主の道を宣し所の  
 諸邑は復ゆきて兄弟の光景を率とふべし 三六 偕バルナバハ  
 マコと名るヨハ子を伴えんと欲へり 然ともパウロハ曩  
 よバムフリアにて已より離れ役事のため共往ざりし此  
 マコを伴ふハ宜らじと意し 因遂は二人の中は激論  
 おこり相別てバルナバハマコを伴ひクプロは航れり 三九  
 ウロハシラスを選び兄弟より己を主の恩に托られて出立  
 四十 スリヤ及びキリキヤを経て諸教會を堅せり

**第十六章** 斯てパウロハデルベ及ルステラは至れり此はテ  
 モテと云る弟子あり其母ハユダヤの婦にて信者あり其父  
 ハギリシヤ人なり 二 彼ハルステライニコニオムの兄弟より

稱を得たり 三 パウロ之を携て偕往んことを欲うの處は  
 ざるユダヤ人の爲は彼は割禮を行へり蓋人々皆かれが父  
 のギリシヤ人なるを知バなり 四 斯て諸邑をすぎエルサレ  
 ムはある使徒および長老等の定たる條規を守せんとして之  
 を其人々は授く 五 之は由て諸教會の信仰堅なり其數も日  
 々は増ぬ 六 彼等フルギヤとガラテヤの地を過し時アシ  
 アは道を傳ふことを聖靈は禁られ 七 遂はムシアは近きピ  
 テニアは往んとせしがイエスの靈これを許さざりければ  
 ハ 彼等ムシアを経てトロアスは下れり 九 斯てパウロ夜は  
 於て一人のマケドニヤ人たちて己は請マケドニヤは涉て  
 我儕を助よと日を幻に見たり 十 彼が幻は之を見し後われ



ら誠まことに主まゆの我われ儕らをしてマケドニヤ人びとに福音ふくいんを宣のたましめんと  
 我われ儕らを召よ給たまふことを推おし量はかりて直ただにマケドニヤに往ゆかんとす  
 是こゝに於おいてトロアスより航海ふなでをし眞直まことにばせてサモトラケ  
 に至いたり其次つぎ日ひ子こアポリスに往ゆく彼處かゝこよりピリポに至いたるピ  
 リポハマケドニヤの一分ひきつの中うちなる名なある邑まちにして即すなはち  
 植民地あそくみんちなり我われ儕ら數日すじつこの邑まちに止とどまり安息日あんきつに我われ儕ら邑まちを  
 いで河かはの濱ほとりなる常つねに祈禱いのりをする處ところにゆき坐まして集あつまる婦む  
 女等なたちに語かたしよ十四紫布むらさきぬのを售あふテアテラの邑まちの商人あきびとにて神かみを  
 敬うやむルデヤと名なづくる婦むすめきくおたり主まゆの心こゝろを啓ひらてパウロ  
 の語かたることよ心こゝろを用もちひ給たまふ十五かの婦むすめその家か族ぐくと偕ともにバ  
 プテスマをうけ求もとめて曰いひけるハ爾曹なんぢらも主まゆを信まんん者ものと我われ

き爲せバ我われ家いえに來きり留とどめ強あて我われ儕らを入いれ給たまふ十六われら  
 祈禱いのり所ばに往ゆるとき卜筮うらなひをする靈れいに憑よりたる一人ひとりの婦むすめの奴ご  
 隸れいわれらに遇あはれハ卜うら占まひに因より其主まゆたち多おほくの利りを得えた  
 せし者ものなり十七パウロと我われ儕らに從まひて喊叫さけひひけるハ此人このひと  
 々々ハ至高いたき神かみの僕まへにて救道すくひのみちを我われ儕らに宣のたまふ者ものなり十八この婦むすめ  
 かく爲すること久ひさかりけれバパウロ之それを憂うれへ十九ハ我われ儕らに曰いひ  
 けるハ我われイエスキリストの名なに由より爾曹なんぢに命いのちを此婦このむすめより出い  
 よ靈れい立たち刻こに二十出いて是こゝに於おいて其主まゆたち利りの望のぞみす二十一去さるを見み  
 てパウロとシラスを執とり市場いちばに曳ひき有司いうし等らに至いたり二十二既すで  
 に上官つかさの所もとに曳ひき來きりて曰いひけるハ此人このひと々々ハユダヤ人びとにして  
 我われ儕らの邑まちを擾みだし二十三羅馬人びとたる我われ儕らの受うべから二十四き行おこふ可べら



ざる所の習俗を傳る者あり 二三 大勢のもみ齊く起て彼等を  
 せめ上官の衣をえぎ命じて之を杖しむ 二三 多く杖てのち  
 獄に入これを守れと獄吏に命じ 獄吏かくの如き命を  
 受しよより彼等を奥の獄に入て桎をかけたなり 二五 斯て夜半  
 おろパウロとシラス祈禱をなし且神を讚美す囚者ら耳を  
 傾けて之を聞おたりしが 二六 俄に大なる地震ありて獄の基  
 礎ふるひ動き門ごとく直に啓け衆の囚者の械繋とけ  
 たり 二七 獄吏目を醒し獄門の啓けたるを見て囚者すて逃  
 しと意ひ刀を抜て自殺せんとしければ 二八 パウロ大聲に呼  
 り曰けるハ自ら戕ふ勿れ我儕みを此に在 此時かれ火を  
 索て躍いり戰慄てパウロとシラスの前は俯伏 彼等を外

一 携出して曰けるハ君よ我すくえれん爲よ何を爲べき乎  
 三二 彼等いひけるハ主イエスキリストを信せよ然らば爾お  
 よび爾の家族も救るべし 三三 遂に彼および其家の凡の者よ  
 主の道を語れり 三三 この夜の即時かき二人を誘ひ其杖傷を  
 濯て直に其家族と偕に皆バプテスマを受 且かれらを己  
 が家よ引來り食物を其前よ備すべての家族と偕に神を信  
 じて喜べり 三五 天明に至て上官たち下吏を遣し曰せけるハ  
 其人々を釋べし 獄吏この言をパウロに告て曰けるハ上  
 官なんぢらを釋せと言遣せり然バ今いで安然に去 三七  
 ウロ彼等よ曰けるハ我儕羅馬人あるよ罪を定きて公然  
 一 我儕を杖ち且獄に入たり而して今ひろかよ出さんと爲



か宜よろからき彼等かれらみづから來て我儕われらを引出つれすべし三八 下吏もとやくこの言ことを上官つかさたちよ告つげけれバ彼等かれらのローマ人びとなるを聞きて懼おそれ三九來て彼等かれらよ此こゝより出いんことを求こひつひよ引出つれして又またその邑まちを去さらんことを請ねがひたり四十 二人ふたりのもの獄ひとやを出いルデアの家いへにいり兄弟等きやうだいよ遇あひこれよ勸すすめをなして出い去さりぬ

第十七章

斯かくて彼等かれらハアムロポリス及およアポロニヤを過すてテ

サロニケサロニケよ至いたる此こゝよユダヤ人びとの會堂くまいだうあり二 パウロ常つねの如ごとく彼等かれらの中なかにいり三回安息日みさびあんろくにちおとよ聖書せいしょよ本もときて彼等かれらと論ろんじ三 キリストの必かならき苦難くるしみをうけ死あより甦よみがへるべき事ことを説せまた我わがなんぢらよ傳つたふる所ところの此こゝイエスハ即すなはちキリストなる事ことを説せ明あかせり四 是まよ於あて其中そのうちの人々ひと々信あんじてパウロとシラ

スよ從つけ又また神かみを敬うやまふギリシヤ人びとの之これよ從つけるも多おほく貴女たふとせきせんも

少すくなからざりき五 然しかるよユダヤ人びとこれこれを妬ねミ市井いちばよをる匪わろも

類のどをかたらひ群むれを成なて邑まちを擾さわせパウロとシラスを執とらへ民

の前まへよ曳出ひきさんどてヤソンの家いへよ來きしが六 彼等かれらを見出み出いさ

りりけれバヤソン及び數人にんの兄弟きやうだいを邑宰まちづかの前まへよ曳來ひきて大

聲こゑよ曰いけるハ天下てんかを亂みだす斯者まものども此こゝよまで來きり七 ヤソ

ンハ之これを迎納むかへいれたり此人このひと々ハ皆みなイエスといふ他ほかの王わうありと

言いてカイザルの命めいよ背うむく者ものなり八 大衆ひびとと邑まちの宰つかさ等たちこれ

聞きて心こゝろを傷いたしむ九 上官つかさハヤソン及およその餘ほかの人々ひと々より保狀ほうじやう

を取とり之これを釋ゆるせり十 兄弟きやうだいたち夜間よのまよ急いそぎパウロとシラス

をベレアベレアよ去さらしむ彼等かれらかしこよ至いたてユダヤ人びとの會堂くまいだうよ往ゆ



十一 此處の人々ハテサロニケの者よりハ性情よきが故ヨ  
 好テ道をきク此の如コト果シテ有カ無カを知ントテ日々  
 十二 聖書を究レリ是故ヨ其中の人おホク之を信キ又ギリ  
 シヤの貴女およビ男子の信じたる者も少カラザリキ  
 サロニケのユダヤ人ハ神の言のパウロヨ因テペレアヨも  
 傳りしを知マタ彼處ヨ至テ人々を擾しめたり  
 十四 是ヨ於テ  
 兄弟たち直ヨパウロを海ヨ適しむ然どもシラスとテモテ  
 ハ尙この處ヨ留リぬ  
 十五 パウロを伴ひし者かきを携テアテ  
 ンスヨ至る其人々パウロヨシラスとテモテ速ヨ來シ  
 十六 彼等  
 十七 命を受テ出立リ  
 十八 在テ彼等  
 十九 邑コゾリテ偶像ヨ事るを見て甚ク心を傷メ

十七 是故ヨ會堂ヨ於テユダヤ人およビ神を敬フ人々ト  
 論じ又日々市ヨ於テ其遇ト此の者と論キ  
 十八 時ヨエボク  
 リアン及ストイクの理學者數人これト相語り或人いひけ  
 十九 此の此嚶者なヨを言ントする乎また或人いふ彼ハ異な  
 二十 鬼神を傳る者の如シト蓋パウロ彼等ヨイエス及ビ復生  
 二十一 事を宣しが故ナリ斯テ彼を引ツレアレヲ山ヨ往テ曰  
 二十二 爾が語る所の此新しき教を我儕知セらるクことを  
 二十三 得るヤ爾の異聞を我儕の耳ヨ入しガ故ヨ我儕その何事  
 二十四 なるを知ントすレバ也凡テ此アテンス人およビ其地ヨ  
 二十五 留れる人ハ惟新しき事をつけ或ハ聽事ヨのモ其日を送レ  
 二十六 パウロアレヲ山の中ヨ立テ曰けるハアテンスの人ヨ



我われなんぢらが毎ごと事ごとに鬼神きしんを敬うやまふの甚はなはしきを觀みる わき途みちを  
 行ゆくどき爾曹なんぢらが敬拜うやまつどころの者ものを見みしよ識しざる神かみよと刻書はりつけ  
 し一ひとの祭壇さいだんを見出みだせり故ゆゑに爾曹なんぢらが識して敬うやまふ此者このものを我われ  
 なんぢらよ示あさん 二四 それ宇宙うちうと其中そのなかの萬物あらゆるものを造つくり給たまへ  
 は是これ天地てんちの主あるなれば手てにて造つくれる殿みやに住すたまえき 二五 かつ  
 衆人しゆじんのものよ生命いのちと氣息いきと萬物よろづのものを予あたたまへば物ものよ乏ときことなし  
 人ひとの手てにて事つかはるるものよ非あらき 二六 また一ひとの血脈ちゆうすぢより出いでし  
 凡すべの民たみを悉ことごとく地ちの全面ぜんめんに住すせ預あらかじめ其時そのときと住すむところの界さかい  
 とを定さめ給たまへり 二七 此この人ひとをして神かみを求もとめしめ彼等かれらが或あるひは揣さぐ  
 摩りうる事ことあらん爲ためなり然されども神かみハ我われ儕ら各人おのを離はなるること  
 遠はからざる也なり 二八 うれ我われ儕らハ彼かれよ頼よりて生いきまた動うごまた存あること

を得うるなり爾曹なんぢらの詩人しじんたちも我われ儕らハ其裔そのすまなりと云いひしが如ごとし  
 二九 如此かくわれらハ神かみの裔すまなれば其神そのかみを金銀きんぎんまたハ石いしなど人ひと  
 の工わざと巧かんがを以もて造つくれる者ものと均ひとく意おもふ可べらき 三十 往者さきよ蒙昧くらかり  
 し時ときハ神かみこれを不問みづかり爲ため給たまへしが今いまハ何處いづこの人ひとにも皆悔みなく改あら  
 むること命めいじ給たまふなり 三一 盖うへ神かみすでよ其立たし所ところの人ひとよよ  
 り義ぎをもて世よを鞠まげべき日ひを定さめ此事このことよ就つてハ彼かれを死あより  
 三二 魁かみらせて其證そのあかを衆もろの人ひとよ予あたたまへば也なり 三三 かれら死あたる者もの  
 の復生よみがへの言ことを聞きて或人あるひとハ戲笑あざわある人ひとハ我われ儕らこの言ことを再ふび  
 三三 爾なんぢよ聽きんと曰いふ 三三 是こゝよ於あてバツ口くち彼等かれらの中なかより出いで去さる 三四 然され  
 三三 數人すんじん彼かれよ從つて信あんせり其中そのうちにハアレオ山やまの裁判人さいばんにんデオヌ  
 シオ及およダマリヌと名なくる女をんなまた其他そのほかの人ひとも之これと借かよ在あり



第十八章

此後パウロハアテンスを離てコリントに至る

新近イタリヤより來れる者にてポントよ生しアクラと名  
 るユダヤ人および其妻プリスキラよ遇て其所よ至り彼  
 等がイタリヤより來しハクラウデヲユダヤ人よ盡くロマ  
 を離と命せしよ因てなり 彼その業を同くするよ由て之  
 と偕よ止りて工を作ぬ其業ハ幕屋を製る者あり 斯てパ  
 ウロハ安息日おどよ會堂よ於て論じユダヤ人とギリシヤ  
 人を勸たり 五 シラスとテモテマケドニヤより下たる時パ  
 ウロユダヤ人よ向てイエスのキリストある事を證し道を  
 傳ふることよ心を凝し居り 然るよユダヤ人ハ之よ敵ひ  
 且諍じよ因パウロ衣を拂て彼等よ曰けるハ爾曹の血ハ爾

曹の首よ歸すべし我ハ咎あし今より異邦人よ適ん 遂よ  
 此を離てユストと云る人の家よいる彼ハ神を敬ふ者にて  
 其家ハ會堂よ隣れり 會堂の宰クリスポ及ろの家族みあ  
 主を信ぎ又コリント人にて道をきく信じてパプテスマを  
 受し者も多りき 主或夜まほろしよパウロよ語給ひける  
 ハ懼るく勿き默せきして語べし 蓋われ爾ど偕よあれバ  
 爾を害せんとして責る者あし且この邑よ我おほくの民あり  
 是よ於てパウロ一年と六ヶ月の間かれらの中よ居て神  
 の道を教へたり 〇 ガリヨアカヤの代官たりし時ユダヤ  
 人心を合せてパウロを攻かれを裁判所よ曳來り 曰ける  
 ハ此徒ハ律法よ背て神を拜ことを人よ勸る者なり



口くちを啓ひらんとせし時ときガリヨユダヤ人びとに曰いけるハユダヤ人びと  
よ若もし不義ふぎ奸惡かんあくの事ことあらバ我われが爾曹なんぢらより聽きハ理ことわりあり 然しか  
ども若もし言語ことばあるハハ名字ななおよび爾曹なんぢらの律法ひきての論ろんあらバ  
爾曹なんぢらみづから之これを理さまべし我われかゝる事ことの審士さばきびとたるを欲このまき 十六  
斯かくて彼等かれらを裁判所さいばんしょより逐出おひせり 是こゝに於おて凡すべのギリシヤ  
人會堂びとくみいどうの宰つかさあるソステ子を執とらへ裁判所さいばんしょの前まへにて杖むち扑うりガ  
リヨハ更さらに此事このことを意いとせざりき 〇 十八 バウロ此處このところになほ久  
く留とどり後のち兄弟きやうだいに暇いさまを告つげてプリスキラ及およびアクラと偕ともに舟ふねに  
てスリヤ十九に濟わたる彼かれケンクレア二十に在ありしとき誓願せいぐんに因よりて髮かみを  
剪きり 彼かれエベソ二十一に至いたりて二人ふたりを其處そのところに留とどめし自ら會堂くみいどうに入い  
てユダヤ人びとと論ろんせり 衆人ひとらかきが久ひさく偕ともに居をることを請ねがひ

たれと肯うけがえきして 二二 暇いさまを告つげて曰いけるハ我われこの來きたんとする  
節いばを必かなきエルサレム二に於おて守まもるを得えき然しかどもし神許かみゆるし  
給たまえむ復またび爾曹なんぢらに返かへべしと遂つひに舟出ふねでしてエベソ三を去さり  
イザリヤ四につき而しかしてエルサレム五に上のぼり教會けうくみいの安否あんびを問と  
て後のちアンテオケ六に下くだり 暫しばらくく此處このところに住をりてまた出立いたらテ  
ヤ及びおよびフルギヤ七の地ちを逐次つぎつぎに經へて凡すべの弟子等でいたらを堅かたせり 〇  
二四 爰こゝにアレキサンデリア八に生うまれユダヤ人びとにて辨才べんさいあり且かつ  
聖書せいしよに達たつしたるアポロ九と名なづくる人ひとエベソ十に來きたれり 二五 この人ひと  
夙はやより主あゆの道みちの教を受うけかつ心こゝろを熱あつくしてイエスの事ことを詳細つまびらか  
に誨そとふ然しかる惟ただヨハ子のバプテスマ十一を知る二六のミ 二六 此會堂このくみいどうに於おて  
此會堂このくみいどうに於おて憚はぶき語ことりけれバプリスキラ十二とアクラ十三之これを聞き



て彼を己が家よ招き神の道を尙も詳細よ説明せり  
 アポロアカヤよ住んどせしかバ兄弟たち書を遣て弟子等よ彼  
 を接容んことを勸むかれ至て既よ恩よより信せし者を大  
 よ助たり 蓋かれ聖書を引てイエスのキリストなる事を  
 示し人々の前にてユダヤ人を甚く辨折たれば也

第十七章

アポロのコリントよ居る時パウロ東の方の地を  
 經てエペソよ來り或弟子たちよ遇て 之よ曰けるハ爾曹  
 信者と爲しとき聖靈を受しや答けるハ我儕ハ聖靈の有こ  
 とだよ聞ざりき パウロ曰けるハ然バ爾曹バプテスマを  
 受て何よ入られしや答けるハヨハ子のバプテスマよ入ら  
 れたり パウロ曰けるハヨハ子の誠よ悔改のバプテスマ

をなし民よ向て我の後よ來る者すあえちイエスキリスト  
 を信せよと曰り 彼等これを聞バプテスマを受て主イエ  
 スの名よ入られたり パウロ手を其上よ按ければ聖靈か  
 れらよ臨りみあ異なる諸國の方言にて語かつ預言せり  
 其人おほよろ十二人ありき パウロ會堂よいり憚らざし  
 て神の國の事を論じ且勸て三ヶ月を歴たり 然るよ剛愎  
 にして之を信せざる人々あり衆の人の前よ其道を誣誹け  
 れバパウロ彼等を離れ弟子等をも別させて日々テラノス  
 と云る人の講堂よ於て論せり 二年のあひだ如此ありし  
 かバユダヤ人もギリシヤ人も凡てアシヤよ住る者ことお  
 どく主の道を聞ぬ 神ハパウロの手よよりて希有ふしぎ



の事わざを行おこなひ給たまへり 十二すはは 即すなはちパウロの身からだは着つたる汗布あせふきあるひ  
 ハ襤布まへだれを取とりて病者やめるものは加つけれバ病やまひのさり惡鬼あくきハ出いたり 十三み 茲こゝ  
 諸所あまを遊あそび行ゆて呪まじをおさせるユダヤ人びとあり惡鬼あくきハ憑つれたる  
 者ものは向むかひ試ます主あイエスの名なを呼よびて曰いけるハ我われ儕らハパウロ  
 が宜のふる所ところのイエスよ藉よりて爾なんぢは出いんことを誓ちかしむ 十四か 如此かくな  
 せる者ものハユダヤ人びとあるスケラと云いふ祭司さいの長まさの七人あちの子こ  
 あり 十五あ 惡鬼あくきこたへて曰いけるハ我われイエスをあり知しるまたパウロを  
 識しり然されと爾曹なんぢらハ誰たれぞヤ 十六あ 惡鬼あくきハ憑つれたる人ひと彼等かれらの上うへは躍をどり  
 上あり之これハ勝かちて壓お伏ふせられバ彼等かれら傷きずつけらるは裸はだかよて其家そのいへを逃にげ  
 去さり 十七あ 此事このことエベツよ住すむ凡すべのユダヤ人びとギリシヤ人びとハ聞きえ  
 しかバ彼等かれらみな懼おそれを懷いだぬ又また主あイエスの名な崇あがられたり 十八あ

九十九あ 我われ信あんせし者もののうち多おほく來きたりて自みづから言いふあらせし其行そのかし事ことを訴う  
 へたり 十九あ 又また曩さきハ魔術まおつを行おこなへる多おほく者等ものどもも其書そのあ籍よをあつめ集あつめ  
 々つの前まへにて焚やけ其價そのあを計かへて銀五萬ぎんごあることを知しり 二十あ 主あの  
 道みち廣ひろまりて勝かちて得えること此このの如ごとし 二二あ 此事このことの竟まはり後のちパウロ  
 ハマケドニヤ及およびアカヤを過すエルサレムよ往ゆくと意こころを定さめ  
 曰いけるハ我われかしこよ往ゆて後のちからき羅馬ろまをも見みべし 二三あ 即すなは  
 ち己おのれハ事つかふ者ものの中うちテモテトエラストの二人ふたりをマケドニヤ  
 遣つかはし己おのれハ暫あらくアシアよ留とどめぬ 二四あ 此このの時ときの道みちはついで  
 容易ひじならぬ騒擾さわおこれり 二五あ 蓋う一人ひとりの銀工ぎんさいあり名なをデメ  
 テリヲと云いふかれアルテミスの銀ぎん龕がんを作りつく工人さい等らハ利りを得え  
 じめしこと僅すく少なからざりき 二六あ 其の工人さいおよび己おのが類たぐの業なり



の者を集めて曰けるハ人々よ我儕の富るハ此業は藉ること  
 爾曹の知どころ也 此パウロ手にて作れる者ハ神は非き  
 と曰て衆の人を誘惑し第よエベソ耳からき幾とアシア中  
 よ及せり是また爾曹が見どころ聞どころ也 此ハ唯われ  
 らの業の輕めらるゝ危ある耳からきアシア及び天下舉て  
 奉る所の大なる女神アルテミス（二六）の官も藐せられ其威光も  
 亦滅べし 彼等これを聞て甚しく怒さけび曰けるハ大あ  
 るかおエベソ人のアルテミスよ 是よ於て舉邑大は擾れ  
 パウロの同行あるマケドニヤ人のガイラスとアリスタル  
 コを執へ彼等心を合せて戯園は擁入り（三十）パウロその人々  
 の中よ入んとせしよ弟子たち之を許さざりき（三一）またアシ

アの祭を司とる者の中よ彼と親き者等ありて人を彼は遣  
 し其自ら戯園は入ざらんことを求たり 其時ある人ハ彼  
 事をいひ或人ハ此事を言さけべり蓋會衆みだれて大半ハ  
 何の爲よ集れるかを知されバ也 是よ於てユダヤ人アレ  
 キサンデルは出んことを勧めれば或人群集の中より之を  
 推出しぬアレキサンデル手を揺し民は向て事實を告んと  
 せしが 彼等らのユダヤ人たるを知が故よ皆おなじく聲  
 を揚て大ある哉エベソ人のアルテミスよと二時はかりの  
 間さけびあへり 書記官人々を撫て曰けるハエベソの人  
 々よ此エベソハ天より落し大なるアルテミス（三五）の殿は事  
 邑あるを知らざる者あらん乎（三六）この事ハ駁すこと能されバ



爾曹靖息あんぢら おたやかよして狼みだりよ事をこと作なべからき 夫これこの人々ひとハ殿みやの  
 盜賊ぬすびとよも非あらき爾曹なんぢらの女神をんながみを讒けがす者ものよも非あらき然しかるは爾曹なんぢらこ  
 れを曳ひ來きれり三八 デメテリヲ及および借せよある所ところの工人さいくにんもし人ひと  
 を訴うふる事ことあらバ聽ま訟きの日ひあり且かつ方つか伯さあれバ互たがひよ之これよ訟う  
 ふべし三九 もし他ほかの事こと由よしついで求もとむ事ことあらバ律おきて法てよ合あふ  
 會あつよ於おて定さだむべし四十 われら今日けふの騷さわ擾ぎよ就つてハ訴うられん  
 ことことを恐おそる蓋うへこの會あつよついで辭いひ解とべき言ことばあけれバ也なり 如か  
 此こかたりて會あつを散ちせり  
 騷さわ擾ぎの定さだし後のちパウロハ弟子で子し等らをよび別わかれを告つマケ  
 ドニヤドニヤよ往ゆんとて出い立だぬニうの地ちを經へおなくの言ことばを以もて  
 人々ひとを勸すすめギリシヤギリシヤよ至いたり三 此こよ三さんヶ月げつ留とりて後のちスリヤ

よ航わらんとせし時ときユダヤ人ひとかれを害がいせんと謀はかりけれバマケ  
 ドニヤドニヤを過すて返かへると意こころを定さだたり四 彼かれと借せよアシアアまで至いた  
 し者ものハプロスの子こペレアペのソパテルソ及およびテサロニケ人ひとの  
 リスタルリココとセクンドクデルベルのガヨスガとテモテ並ならシア  
 のテキコテとトロピトモモあり五 此こ徒たハ先まち往ゆてトロアトススよ於お  
 て我われ儕らを俟まちり六 除た除た節せつの後のちわれららピリピより舟ふね出でして  
 第五日いよトロアトススよ至いたり七 彼等かれよ遇あひて其處そのところよ七日な留とりり○  
 一週ひとの首はの目めわれららパンパンを擘さためよ集あつまりしがパウロパ次つぎ  
 の日出い立だん事ことを意おもひ彼等かれよ道みちをかたり講かつつゞけて夜よ半なかよ  
 至いたり八 彼等かれが集あつまる樓たかよ多おほくの燈とあり九 ユテコユと名なる一ひと  
 人ひとの少年わか窓まどよ倚よりて坐まじ熟い睡とり居をしがパウロパの道みちを講かれる



こと久かりければ彼睡かれねぶりよ因よりて三階さんがいより墮おつこれを扶起たすけおこし  
 一 既すでに死おほり 十 パウロ下くだりて其上そのうへに伏ふしこきを抱いだて曰いひけるハ爾なんぢ  
 曹憂らうれへざわ咷な勿なれ此この人ひとの生命いのちハ中うちにあり 十一 斯かくてパウロ復またのほ  
 りパンを撃たたて食くらひ久ひさしく彼等かれらと語かたり天明よあけよ及および出立いでたてり 十二  
 人々ひとびとこの少年わかきものを携たづせ其活いのちるを見みて甚はなだ慰なぐさめり 十三 偕さてわれら  
 舟ふねのり先まちてアソアソスを濟わたりその處ところにてパウロを登のせんとせ  
 一 蓋うへかれ陸くがより往ゆくと自みづから如此かくハ定さだしあり 十四 彼かれアソアソスを  
 於あて我われ儕らよ遇あひければ彼かれを登のせてミテレレチを至いたり 十五 彼處かゝより  
 舟出ふなして次つぎ日ひキヨキヨスの對むかひ至いたり又次またつぎ日ひサモサモスを着つトログ  
 一 リヲムを泊とまり次つぎ日ひミレトミレトスを至いたり 十六 蓋うへパウロアアシアシアよ  
 時ときを費つひさをる爲ために舟ふねよてエベエベソを過すんど意こころを定さだしがゆゑ

也なりかく定さだしハ彼かれあるべくハペンテコスタの日ひエルサレム  
 一 在あることを得とれんと急いそがる 一四 〇 斯かくて彼かれハミレトスより  
 エベエベソを使つかひ遣はして教會けうくわいの長老ちやうらうたちを召より 十八 彼等かれらが來きり  
 時ときパウロの之の日ひ曰いひけるハ我わがアアシアを來きりし初はじめの日ひより常つねに  
 一 爾曹なんぢらの中なかに在ありて行おこなひし事ことハ爾曹なんぢらが知しるところ也 十九 卽すなはち我われす  
 べての事ことに謙遜へりくだりまた涙なみだを流ながしユダヤ人びとの詭謀くはばよより艱難かんなん  
 一 遇あひ主まよ事ことへ 二十 益ゆきある事ことハ殘のこす所ところなく之のを宣のたまひて或あるハ人ひと  
 々々の前まへ或あるハ家々いえいえに於あて爾曹なんぢらに教しへ 二二 神かみよ對むかひて悔改くわいあらめ主ま  
 一 イエスキリストを對むかひてハ信仰あんなかうすべき事ことをユダヤ人びとまたギ  
 一 リシヤ人びとに示あせり 二三 今いまハ我心わがこころ切せまりてエルサレムを往ゆかし  
 一 こよて遇あひどころ如何いかんを知しる 二三 たゞ聖靈せいれい每まち邑ごに我われに示あして



いふ縲紲なはめと患難くろんなんわれを俟まちり二四然しかども我われハわが往ゆくべき路みち  
 程ほどと主まイエスより受うけし職つとめすえち神かみの恩めぐみの福ふく音を證あかしせる  
 事ことを遂まげためにハ我わが生命いのちをも重おもんなり二五せいまざる也なり今いまわれ知しらんなり  
 らの中うちを遊あそび行ゆて神かみの國くにを傳つとへし我わが面かほを此この後のちふんぢら復ふたび  
 見みざるべし二六是この故ゆゑハ我われ今日けふふんぢらなり證あかしす凡すべの人の血ちハ  
 於おて我われハ潔けがくして與あづかることなり二七あしなり蓋なほわれ神かみの旨ねがいを殘のこす所ところ  
 なく悉まことく爾曹なんぢらハ宣のたまふなり二八たれば也なり故ゆゑハ爾曹なんぢらみづから慎つとみ且かつあ  
 んぢらが聖せい靈れいハ立たてなりられて監かん督とくとななりまる其その全ぜん群ぐんを慎つとみ主まの  
 己おのが血ちをもて買かひ給たまひし所ところの教け會くわいを牧やふべし二九蓋なほわが去さる  
 後のちこの群むれを惜せざる暴あらなりき狼おほかなりふんぢらの中なかハ入いらんことなりを知しる  
 かり三〇亦またふんぢらの中なかよりなりも弟子でし等たちを己おのれなりハ從したがふなりとて

悖よこ理こひる言ことを言い出いす者ものおこらん三一是この故ゆゑハ爾曹なんぢら儆おこ醒ろせよ我わが  
 三年さんねんのあひだ夜よるも晝ひるも斷たげなり涙なみだを流ながして各おの人を勸すすむことなり  
 憶おもふべし三二兄弟あな弟にいハ爾曹なんぢらの德とくを建たてなりかつ凡すべの聖きよまれし者ものの中なか  
 於おて業げを爾曹なんぢらハ予あたふなり能あたる神かみおよび其その恩めぐみ惠めぐみの道みちハ今いまわ  
 爾曹なんぢらを委ゆたなりぬ三三われ人ひとの金きん銀ぎん衣い服ふくを貪むさびなりしことなりなし三四我わが  
 この手てハ我われおよび我われと借せぶなり在ありなり者ものの需もと用よみなり供たし事ことハ爾曹なんぢら  
 が知しるところ也なり三五わき爾曹なんぢらも如かくなり勤つとめなり勞らうて柔よわ弱じやく者ものを扶たけ且かつ主ま  
 イエスの日ひ給たまへる受うくなりるよりなりも與あはなりるハ福さいかりなりとの言ことを心こころハ  
 記しべきを凡すべの事ことハ於おて示あめなりせる也なり三六パウロパウロかく語かたりなりて跪ひざまづき  
 衆しゆ人ひとと共ともニ祈いのれり三七彼等かれらみあ大おほいなり哭なきなりパウロパウロの頸くびを抱いだき  
 之これと接くち吻つひし其その再またび我わが面かほを見みまじといなりひし言ことハ因よりなりて別わかても



憂うれへをかし彼かれを舟ふねまで伴ともなへり

第二十三章

われら強あひて彼等かれらは離わかれ舟ふねにて眞直ますいよココススよ至いた

り次つぎ日ひロロドドススよゆゆき彼處かれこよりババタタララよ至いたりニニピピニニケケよ濟わた

り舟ふねよ遇あひこれよ登のりて出いククプロプロを望のぞんで其それを左ひだりよ過すススリ

ヤヤよ濟わたりツツロロよ着つけ蓋うへこの處ところにて舟ふねの積荷つみかひを仰あやさんど爲す

パパなり四四斯かて我われ儕ら弟子またちを訪まひそこよ七日なほかとどままれり彼かれ

等ら靈たまよ感かんじてババツツロロよエルエルササレレムムよ往ゆななかれと言い五五然さと

既すよ七日なほかを過すしけれバ我われ儕ら出立いでて途みちよつく彼等かれらの妻さい孿い

と共とも我われ儕らを送おくて邑まちの外うよまで至いたしが共とも岸きよ跪ひざまづきて所ところ

り互あひ別わかれを告つ畢まりて後のちわれらハ舟ふねよ登のりかれらハ其家そのいへよ

歸かれり七七我われ儕らツツロロよりトトレレママイイよ濟わたり既すよ舟路ふねぢをえりぬ

斯かくて兄弟等きやうだいの安否あんびを問とかきらと借せよ一日いちにち留とどまり次つぎ日ひいで

たちてカイザリヤカイザリヤよ至いたり傳道者でんどうしやピリポピリポの家いへよ入いり共とも留とど

る此このピリポピリポハ七人なほにんの一人ひとりあり九九彼かれは預言よげんする四人よにんの女むすめあ

り皆處女みなをとめあり十十われら數日すじつこよ留とどまるときアガボスアガボスと

名なづく一人ひとりの預言者よげんしやユダヤユダヤより下くだり十一十一我われ儕らが所ところよ來きたりババツ

ロロの帶おびをとり己おのれの手足てあしを縛あはり日ひけるハ此かくの如ごとくエルサレ

ムムよあるユダヤ人びとハ此帶このおびの主ぬいを縛あはり異邦人いほうじんの手てよ付つさんと

聖靈せいれいいひ給たまへ十二十二此事このことを聞きて我われ儕らと此地このところの者ものとともく彼かれは

エルサレムエルサレムよ上のぼる勿なれと勸すすめ十三十三ババツツロロ答こたへるハ爾曹なんぢらあ

んぞ哭なげて我心わがこころを摧くだくや我われ主あイエスイエスの名なの爲ためよハ第たし縛あはり

と耳のみあらしめエルサレムエルサレムよ死あるも亦また甘あまきる所ところあり十四十四かれ勸すす



を納いれざりければ我われ儕ら主しゅの旨むねの如ごとく成なれど曰いひて止やむ 既すまも數す日じつ  
 を經へて我われ儕ら行たび装ようをふしエルサレムエルサレムに上のぼれり 十六 カイザリヤ  
 の弟子でし等らも數す人にんわれらと偕ともに行ゆきて我われ儕らをクプロのナツン  
 と云いふ老ふる弟子でしの所もとに宿やどらせんとて其家そのいへに携ともなひ入いりぬ ○ 十七 我われ  
 儕らエルサレムエルサレムに至いたりければ兄弟きやうだいたち欣よろこびて我われ儕らを迎むかふ 十八 次日つぎのひ  
 パウロ我われ儕らと偕ともにヤコブの家いへに入いりしは長老等ちやうらうたちみあ集居あつまりをれ  
 十九 パウロ彼等かれらの安否あんびを問まひ神かみの己おのれを用もちて異邦人いほうじんの中なか  
 に行あこなひ給たまひし事ことを一々いち告つげければ 二十 かれら之それをきく主しゅを崇あがめか  
 つ彼かれは曰いひけるハ兄弟きやうだいよ爾なんぢユダヤ人びとの信あんせしもの幾萬いくまんある  
 を知あるかれらハ皆律法みなおきてに熱心ねつあんある者ものあり 二二 なんぢ異邦人いほうじんの  
 中なかにあるユダヤ人びとに教をてモーセモーセを棄すてしめ且かつ兒子みどりに割禮かつらいを

行あこなふ勿なれ例れいに從またふ勿なきと言いひと告つる者ものあり彼等かれらこれこれを聞き  
 たり 二三 今いまいかよ爲すべきぞ多おほくの人々ひと爾なんぢの來きるを聞きて必かなき  
 集あつらん 二四 是故ゆゑに爾なんぢわれらが言いふところよ從またへ我儕われらに誓願せいぐんの  
 もの四人よにんあり 二五 爾なんぢこの人々ひとを携たづへ之それと偕ともに潔事きよめごとをなし代  
 て其費そのつひを贖あがなひ彼等かれらに髮かみを薙とることを得はしめよ然さらば人々ひとあ  
 ぢよ就つて聞きし所ところみあ虚いつはりとして爾なんぢが律法おきてを守まもりて行あこなへる事ことを  
 知ある類たぐひの事こと守まもるよ及およびたゞ偶像くわうに獻さしげし物ものと血ちと勒殺くはりころし  
 者ものおよび姦淫かんいんとを慎つしむ可べき定さだたり 二六 斯かくてパウロハ次日つぎのひ  
 の人々ひとを携たづへて之それと偕ともに潔事きよめごとをふし且かつかれら各人おのの爲ためよ  
 供物こうものを獻さすべき事ことに其期そのきまでよ潔事きよめごとの日ひを盡はさん事ことを殿みやよ



入て告つぐ七日ななひをえらんと爲なるときアシヤより來きしユダヤ人びと  
 パウロの殿みや居ゐるを見て凡すべの民たみを聳さ動どうしめ彼かれを執とらへ二八喊さけ叫び  
 けるハイイスラエルの人々我われ儕ちを助たすけよ此人このひとハあまね遍まく教を傳つへ  
 この民たみと律法つきてと此處このところに逆さからふ者ものあり又またギリシヤ人びとをも引ひて  
 殿みやに入いりこの聖所きよきところを汚けがたり二九蓋さきかれら曩なもエベソ人びとトロピ  
 モと云いふ者もののパウロと共ともに城下まちに在ありしを見てパウロ之を  
 殿みやに引ひき入いれしと意おもへる也なり是こゝに於ありて舉邑まちさわぎたち人々ひと趨かけ  
 集あつりてパウロを執とらへ之を殿みやより曳ひき出しけれバ直ただち其門そのもんを  
 閉とたり三〇彼等かれらすでにパウロを殺ころさんとせし時ときあまねくエ  
 ルサレムエルサレム紛亂みだれたりとの風聲うはせん千夫せんの隊くみの長かしら聞きえけきバ  
 彼かれたゞち兵卒へいと百夫ひやくの長等かしらを率ひきお彼等かれらの所ところに趨はせ下くだり三一

彼等かれら千夫せんの長かしら兵卒へいを見てパウロを扑うつことを止やむ三三其そのとき  
 千夫せんの長かしら近ちかりてパウロを執とらへ命めいじて二ふたの鏈くさりにて之を繫つなせ  
 その誰たれたる又何事またを行なはしかを問たづねたり三四衆ひとの人々ひとのうち或ある  
 ハ彼事かのをいひ或あるハ此事このを言いひ亂みだれ因より千夫せんの長かしらの  
 實情まじを知しること能あき是故このゆゑに命めいじて彼かれを陣營ちんに曳ひき往ゆけしめた  
 り三五衆ひとの人々ひと後あとに從したがひて彼かれを殺ころせと呼よびさけび擁かしら迫せまるよ因より  
 て階きざしに及およぶとき兵卒へいパウロを負おへ三七パウロ曳ひかれて陣營ちんに  
 入いらんとせし時とき千夫せんの長かしら曰いはけるハ我われあんちちに語かたりて可よや否いな  
 かれ答こたへけるハ爾なんぢギリシヤの方言まを識しや三八爾なんぢハ曩なも亂らんを起おこ  
 し四よ千人せんの凶徒わるを率ひき野のに出いでエジプト人びとあらしき乎や乎三九パ  
 ウロ曰いはけるハ我われハキリキヤのタルソうに生うまれユダヤ人びとにて



部邑の民は非き願くハ民は語ること我を許せ 千夫の  
長これを許けきパウロ階の上よたち民は向て手を搖じ  
其大に靜れるときへブルの方言をもて彼等に語れり

第廿二章

人々兄弟および父等よ請いま我が陳んとする  
事實を爾曹きけ 彼等らのへブルの方言にて語るを聞て

いよく靜きり パウロ曰けるハ我ハユダヤ人にてキリ

キヤのタルソに生れ而じて此邑のガマリエルの足下にて

長られ先祖の嚴ある律法に由て教らき神に熱心ありし事

ハ今日の爾曹すべての者の如かりき われ曩に斯道の人

を男女とを縛かつ獄に解じ死に至るまで之を窘たり

即ち祭司の長と長老會の人の我に就てみる證をあすが如

し我彼等より兄弟等に遣る書を受ダマスコにをる者を縛

てエルサレムに曳來り刑を受じめんとて彼處に赴けり

然と我ゆきてダマスコよ近けるよ時おほよろ日中たちま

ち天より大ある光ありて我を環照せり われ地よ仆る其

時サウロサウロ何故わきを窘るやといふ聲を聞 われ答

けるハ主よ爾ハ誰ぞや我よ曰けるハ我ハ爾が窘る所のナ

ザレのイエスあり 我と偕よ在じもの光を見て懼たり然

と我よ語じ者の聲を聞きりき 我いひけるハ主よ我なよ

きを爲べきり主われよ曰給ひけるハ起てダマスコよ往す

よ定りし爾が爲べき事ハ彼處よ於て爾よ告べじ 爾の光

の耀よ縁て我みることを得成ければ我と偕よ在し者の



手<sup>て</sup>は援<sup>たすけ</sup>られてダマスコ<sup>ダマスコ</sup>に至<sup>いた</sup>れり<sup>十二</sup> この邑<sup>まち</sup>は住<sup>すめ</sup>る凡<sup>すべて</sup>のユダヤ人<sup>ユダヤ人</sup>の中<sup>なか</sup>は譽<sup>ほまれ</sup>あるアナニア<sup>アナニア</sup>といふ律法<sup>おきて</sup>は循<sup>したが</sup>へる神<sup>かみ</sup>を敬<sup>うやま</sup>ふ人<sup>ひと</sup>我<sup>われ</sup>もとよ來<sup>きた</sup>り側<sup>かたはら</sup>は立<sup>たち</sup>て曰<sup>いひ</sup>けるハ兄弟<sup>きやうだい</sup>サウロ<sup>サウロ</sup>復<sup>ふた</sup>び見<sup>み</sup>こ  
とを得<sup>は</sup>よ我<sup>われ</sup>たぢちよ目<sup>め</sup>を擧<sup>あ</sup>げて彼<sup>かれ</sup>を見<sup>み</sup>たり<sup>十四</sup> 彼<sup>かれ</sup>また曰<sup>いふ</sup>われ  
らの列祖<sup>せんぞたち</sup>の神<sup>かみ</sup>ハ爾<sup>なんぢ</sup>神<sup>かみ</sup>の旨<sup>むね</sup>を知<sup>し</sup>る彼<sup>かれ</sup>の義者<sup>たよりもの</sup>を見<sup>み</sup>させ其<sup>その</sup>  
口<sup>くち</sup>より出<sup>い</sup>る聲<sup>こゑ</sup>を聞<sup>き</sup>じめん事<sup>こと</sup>を定<sup>さだ</sup>め給<sup>たま</sup>へり<sup>十五</sup> 盖<sup>なほ</sup>あんぢ彼<sup>かれ</sup>が  
爲<sup>ため</sup>は其<sup>その</sup>見聞<sup>みき</sup>せし事<sup>こと</sup>を以<sup>も</sup>て凡<sup>すべて</sup>の人<sup>ひと</sup>は向<sup>むか</sup>ひ證人<sup>あかしびと</sup>と爲<sup>なる</sup>べけきバ  
也<sup>あり</sup> 今<sup>いま</sup>あんぢ如何<sup>いか</sup>で緩<sup>たゆる</sup>ふ可<sup>べ</sup>んや起<sup>た</sup>ちて主<sup>ま</sup>の名<sup>な</sup>を頷<sup>うぶ</sup>ハプラテス  
マを受<sup>うけ</sup>て其<sup>その</sup>罪<sup>つみ</sup>を滌<sup>すす</sup>去<sup>さ</sup>べじと<sup>十七</sup> 我<sup>われ</sup>エルサレム<sup>エルサレム</sup>は返<sup>かへ</sup>り聖殿<sup>みや</sup>は  
於<sup>お</sup>て祈<sup>いの</sup>れる時<sup>とき</sup>まほろじにて<sup>十八</sup> 見<sup>み</sup>けるハ主<sup>ま</sup>わきよ向<sup>むか</sup>て急<sup>いそ</sup>げ  
彼等<sup>かれら</sup>ハ爾<sup>なんぢ</sup>が我<sup>われ</sup>よついで立<sup>た</sup>つ證<sup>あかし</sup>を納<sup>うけ</sup>ざるが故<sup>ゆゑ</sup>は速<sup>すみ</sup>よエルサ

レム<sup>レム</sup>を出<sup>い</sup>よと曰<sup>いひ</sup>たまへり<sup>十九</sup> 我<sup>われ</sup>いひけるハ主<sup>ま</sup>よ我<sup>われ</sup>をど爾<sup>なんぢ</sup>を  
信<sup>ま</sup>んぎる者<sup>もの</sup>を執<sup>とら</sup>へ或<sup>あるひ</sup>ハ諸會堂<sup>しよかいだう</sup>にて之<sup>これ</sup>を鞭<sup>むち</sup>ぢじこと彼等<sup>かれら</sup>ハ  
知<sup>し</sup>る<sup>二十</sup> また爾<sup>なんぢ</sup>の證人<sup>あかしびと</sup>ステパノ<sup>ステパノ</sup>の其<sup>その</sup>血<sup>ち</sup>を流<sup>なが</sup>さるゝ時<sup>とき</sup>われ傍<sup>かたはら</sup>は  
立<sup>た</sup>ちて其<sup>その</sup>殺<sup>ころ</sup>さるゝを好<sup>よ</sup>じ彼<sup>かれ</sup>を殺<sup>ころ</sup>せ者<sup>もの</sup>の衣<sup>ころも</sup>を守<sup>まも</sup>れり<sup>二二</sup> 主<sup>ま</sup>わ  
れよ曰<sup>いひ</sup>けるハ往<sup>ゆ</sup>われ爾<sup>なんぢ</sup>を遠<sup>とほ</sup>く異邦<sup>いほう</sup>人<sup>じん</sup>は遣<sup>つか</sup>はすべじ<sup>二三</sup> 彼等<sup>かれら</sup>き  
くて此<sup>この</sup>言<sup>ことば</sup>は至<sup>いた</sup>り<sup>二四</sup> 聲<sup>こゑ</sup>を揚<sup>あ</sup>げて曰<sup>いひ</sup>けるハ此<sup>かく</sup>の如<sup>ごと</sup>き者<sup>もの</sup>を地<sup>ち</sup>より  
去<sup>さ</sup>れかきハ先<sup>ま</sup>は生命<sup>いのち</sup>の有<sup>あ</sup>るべき者<sup>もの</sup>あらざりき<sup>二三</sup> かれら喧呼<sup>さげん</sup>で  
其<sup>その</sup>衣<sup>ころも</sup>をぬぎ塵<sup>ちり</sup>を空<sup>くう</sup>中<sup>ちゆう</sup>は揚<sup>あ</sup>げられバ<sup>二四</sup> 千夫<sup>せんじん</sup>の長命<sup>かいらい</sup>じてパウロ<sup>パウロ</sup>  
を陣營<sup>ちんえい</sup>は引<sup>ひ</sup>入<sup>い</sup>じめ何故<sup>なゆゑ</sup>かく彼等<sup>かれら</sup>がパウロ<sup>パウロ</sup>は向<sup>むか</sup>て喧呼<sup>さげん</sup>かを  
知<sup>し</sup>らんがため鞭<sup>むち</sup>ぢて彼<sup>かれ</sup>を訊<sup>と</sup>べじと言<sup>い</sup>ひ<sup>二五</sup> かれら革鞭<sup>かわむち</sup>を撻<sup>あ</sup>てん  
どてパウロ<sup>パウロ</sup>を引張<sup>ひ</sup>じどき彼<sup>かれ</sup>その側<sup>かたはら</sup>は立<sup>た</sup>て百夫<sup>ひやくじん</sup>の長<sup>かいら</sup>は曰<sup>いひ</sup>け



るハ罪を定きてして羅馬人たる者を鞭つハ律法に當ふや  
 百夫の長これを知ゆきて千夫の長に告て曰けるハ爾はす  
 ことを慎めよ此人ハ羅馬人なり 千夫の長ゆきてパウロ  
 に曰けるハ爾ハ羅馬人あるや我に告よパウロ曰けるハ然  
 り 千夫の長これに於て我の多の金を以て此民籍を得  
 たりパウロ曰けるハ我の生來あり 是に於てパウロを拷  
 問せんとせし者等たゞち退けり千夫の長ろの羅馬人な  
 るを知られを縛じことを懼る ○ 斯て明日ユダヤ人の彼  
 を訟たる故を確し知んと欲ひパウロの縛をとき祭司の長  
 等および全議會に命じて集らじめパウロを携往て其前  
 に立せたり

第廿三章

パウロ議會に目を注かれらを見て曰けるハ人

々兄弟よ我今日に至るまで凡のことに良心に由て神に事た  
 り 祭司の長アナニア側立る者に命じて彼の口を撃し  
 む 是に於てパウロ彼に曰けるハ粉塵たる壁は神の爾を  
 撃ん爾が坐せるハ律法に循ひて我を審ん爲あるハ律法に  
 違ひ命じて我を撃しむる手 側立る者ども曰けるハ爾  
 神の祭司の長を誦るや パウロ曰けるハ兄弟よ我の祭  
 司の長なるを識りし識然ハ言ざりし也そハ爾の民の  
 有司を誹る勿れと録されたり パウロ彼等の其半ハサド  
 カイの人半ハパリサイの人あるを知て議會の中は呼り曰  
 けるハ人々兄弟よ我ハパリサイの人またパリサイ人の子



かり死あふたる者のもの甦よみがへることを望のぞみ因よて我われいま審たる七パウロ  
 如此かくいひしかババリのサイの人ひととサドカイの人ひとの間あひだに争あらう論ひ  
 おこりて集あつりたる多おほくの人々相あひ分わかれたり八蓋うへサドカイ人ひとの  
 復よみがへりまた天てん使つかひおよび靈れいを無なと言いハバリのサイ人ひとの之これをみふ有あり  
 と言いハバ九り遂つひに大おほい喧さわ嘩ぎとありぬババリのサイ人ひとの學がく者しゃ  
 たち立たちて争あらうひ曰いけるハ我われ儕ちこの人ひとの惡あきことを見みきをし靈れい  
 あるひハ天てん使つかひの彼かれに語かたり事ことあらんにハ我われ儕ち神かみに敵てきす可べら  
 ざる也なり斯かくて大おほい争あらう起おこりければ千せん夫にんの長かパウロが彼かれ等らに  
 引ひ裂されん事ことを恐おそれ兵へい隊たいに命めいじ彼かれ等らの中なかに下くだらせ之これを奪うばひ  
 り陣ちん營えいに引ひ入いしめたり十一主あの夜よパウロの側かたはらに立たちて曰い  
 給たまひけるハパウロよ勇いそハ兩なんわれに就つてエルサレムエルサレムに證あか  
 せし如ごとく必かなきロマローマに證あかすべければ也なり十二あるひ明日あ日あも及およびユダ

ヤ人び黨たうを結むび共ともに誓ちかひて曰いけるハパウロを殺ころすまでハ食くひ飲のみ  
 を食くふまじ十三この誓ちかひを爲なせる者ものハ四あ十お人にん餘あり十四かれら祭さい  
 司しの長かおよび長老ちやうらうたちの所もとに來きて曰いけるハ我われ儕ちパウロを  
 殺ころすまでハ何なんを食くふと誓ちかひを立たて十五是ま故ゆに請まふんぢら  
 議ぎ會かいと偕ともにパウロの事ことをふか詳くわく訊たづねる狀さまを作なして千せん夫にんの長か  
 告つげかれを爾なんぢ曹さうに曳ひ下くだらむめ彼かれが近ちかかざる前まに之これを殺ころ  
 さんと我われ儕ちすや備そなへを爲なり十六然しかるにパウロの姉あ妹まいの子ここ  
 の謀くはをきく即すまち往ゆて陣ちん營えいに入いり十七告つぐパウロに請まふて百ひやく  
 夫にんの長か一人ひとりをまねき曰いけるハ此まの少わかき者ものを千せん夫にんの長かに携つれ往ゆこ  
 の者ものかれに告つげべき事ことあれば也なり十八あるは是まに於おいて百ひやく夫にんの長かかれを



千夫の長も携往て曰けるハ囚者バウロ我を請て此少者な  
 んちよ言べき事あれバ之を爾も携往んことを求へり 十九  
 夫の長うの手をひき僻靜なる處も退きて聞けるハ爾我も  
 告んとする事ハ何ぞや 二十 彼いひけるハユダヤ人バウロの  
 事をなほ詳しく問る状を作て爾もこひ明日かれを議會も曳  
 下さんことを約せり 二十 然と爾かれらが言も從ふ勿れ蓋そ  
 のうち四十人餘の者バウロを殺すまでハ食き又飲じと共  
 も誓て埋伏し今すでも其預備をふして爾の許を俟り 二十  
 夫の長少者も爾我も此事を告しと人も語る勿れと囑付て  
 之を去じめ 二十三 又百夫の長の二人を召て兵卒二百人騎兵七  
 十人矛を持もの二百人を備へ今夜第九時もカイザリヤも

往 かつ畜を備てバウロを乗しめ之を護て方伯ペリクス  
 の所も送るべしと曰 二十五 また左の如き書をかき添たり 二十六  
 クラウデサルシアス最を尊き方伯ペリクスの安を問 二十七  
 の人ユダヤ人も執えれ將も殺されんとせしを我らのロマ  
 人なるを聞しよより兵隊を率わ往て之を極け 二十八 彼等が訟  
 る故を知んと欲ひ之を其議會も引下しが 二十九 彼が訟られし  
 ハ惟かれらの律法の論も由るのそにて其死も當るべく亦  
 繋るべきの故を見ざる也 三十 然るもユダヤ人これを害せん  
 と計よし其事わきも現れしよより直も之を爾の所も遣れ  
 り又かれを訟し者等も命じて其訟る所を爾も告じめんと  
 す 三十一 是も於て兵卒ハ命も遵ひてバウロを携へ夜の中も



アンテバトリス三二に至り 明日騎兵三三をしてパウロと共に往しめ其餘の者ハ陣營三四に歸れり 騎兵ハカイザリヤ三五に至り書を方伯三六に呈しパウロを其前三七に立しむ 方伯書を讀畢三八りて彼三九其國を問キリキヤの者四〇あるを知て 曰けるハ爾四一を訟る者四二の此四三に來らん時四四われ爾四五に聽べし遂四六に命じて之四七をヘロデの公四八に於て守らしめたり

**第廿四章**

五日一を経てのち祭司の長二アナニア三ハ長老等四および一人の辯士五テルトルス六と共に下七てパウロを方伯八に訟ふ九パウロ一〇召出されし時一一テルトルス一二訟の端一三を發て曰けるハ一四最も尊一五きベリクス一六よ我儕一七あんぢ一八よ由一九て太平二〇を得かつ此國二一ハ爾二二の先見二三に藉二四て良二五に改二六まりたれば時二七に隨二八ひ地二九に隨三〇

ひて感謝一せざるなし 今二われ敢三て爾四を礙五る事をせじ請六ふはらく忍七て我が片言八を聽九たまへ 蓋一〇われら此人一一を見一二て疫一三病一四の如一五し天下一六のユダヤ人一七を擾一八せり且一九かれハナザレ宗二〇の首二一にて二二また殿二三をも犯二四んとせり我儕二五これを執二六へわが律法二七に循二八ひて審二九を爲三〇んと欲三一ひじよ 千夫三二の長三三ルシアス三四來三五て我儕三六の手三七より強三八て之三九を奪四〇とり 彼四一を訟る者四二をじて命四三じて爾四四の所四五に來四六しめたり爾四七かきを訊四八バ我儕四九が訟る所五〇を悉五一く知五二べし 九 ユダヤ人五三も共五四に訟へ曰五五けるハ此等五六のこと誠五七に然五八り〇 十 方伯五九首六〇をもて示六一しパウロ六二に言六三じめければ彼六四こたへけるハ爾六五が多六六の年六七この民六八の審官六九たるを我七〇忘るが故七一に自己七二の事情七三を訟ることを喜七四べり 十一 爾七五志らん我七六崇拜七七の爲七八にエルサレム



よ上じより僅わづかよ十二日のモ十二 彼等ハ我ガ殿みや於て人ひとと争あら  
 論ろんをふし又會堂かいどうあるひハ城下まぢ於て人々ひとを擾みだし事ことを未いま  
 だ見みざるべし十三 且かつかれらが今いまわれを訟うとる所ところの事ことハ憑據あかしを  
 立て之これを確かたすること能あたえじ十四 然されと我われこの事ことを爾なんぢ認あらさん  
 夫うれわれハ彼等かれらが異端いたんと稱なる道みちは循したがひ我われが列祖せんぞの神かみ事ことへ  
 悉ことごとく律法おきてと預言者よげんの書かみよ錄ききさとし言ことを信まん十五 かつ義たよりも不た  
 義からざるも死あふじ者ものの魁よからんことことを神かみ頼よりて我われハ望のぞみ即すなはち彼等かれらが  
 望のぞむ所ところと異ことなるなし十六 此これよ因よりて我われつねよ自みづから十七 爾なんぢモ神かみ對むか  
 ひ人ひとよ對むかひ良心りやうしんの責せめあからんことことを務つとむるなり 我われ數年すねん  
 を歷へたりし十八のち施濟ほごこを我民われたみよふし又獻祭またさしげものをせんが爲ためよ歸かへ  
 たり 我われすでよ潔淨きよまりて此等これらの事ことを行おせ十九 時ときアシアアより來きたり

ヌダヤ人等びとらハ殿みや於て我われガ人ひとを集あつむることことをせせぎ亂らんをも爲な  
 ざるを見みたり十九 我われを訴うとべき事ことあらば彼等かれらふんぢの前まへ  
 よ訟うたふべし二十 或あるハ又またわが議會ぎぎいの前まへよ立たてるときとき呼よりて死あふた  
 る者ものの復生よみがへりの事ことよ就つきわれ今日けふ爾曹なんぢらよ審たる二十といへる此この一言ひとこと  
 の外ほかよ此人このひと々々ももじ我われが不義ふぎありじを見みバ言いべし二十一 是こゝよ  
 於てペリクスペリクス詳細つまびらき其道そのみちを知しければ彼等かれらを遅またじめんとし  
 て曰いけるハ千夫せんの長かルシアスルシアスの下くだらん其時そのときわれ悉ことごとく爾曹なんぢら  
 の事ことを究まべんと二十二 百夫ひやくの長かルシアスルシアスの命いのちじてパウロパウロを守まもらしめ且かつこ  
 れを寛容ゆるやかよじて其友そのともの彼かれを供給たすくこと有ある禁きんせざらしむ二十三  
 數日すうじつの後のちペリクスペリクス其妻そのつまユダヤ人びとある二十四 デルシラデルシラと共ともよ來きた  
 りパウロパウロを召よて其キリストそのキリストを信まん二十五 道みちを語かた二十五 聽きく二十五 巴バウ



口公義と樽節と來んとする審判とを論せじかバペリクス  
 懼て答けるハ爾姑く退け我便時を得バ再なんぢを召ん  
 ベリクスパウロより金を得んことを望が故屢次かれを  
 召て偕語れり 斯て二年を経て後ボルキスベストスと  
 云る者ペリクスの職代たりペリクス悦をユダヤ人よ取  
 んど欲ひてパウロを獄に繋おけり  
 偕ベストスハ任國に至て三日の後カイザリヤ  
 よりエルサレムよ上れり三時祭司の長等とユダヤの尊  
 重たる者等パウロを彼に訴へ且これを途にて謀殺さんと  
 欲ひ彼に勸その恩を我儕に賜てパウロをエルサレムよ召  
 給えんことを請 四 べストス答て曰けるハパウロハ守られ

てカイザリヤよあり我も遠からざ彼處に赴くべし 是故  
 爾曹のうち權威ある者ども我と共下り彼について訟  
 べきこと有バ訟へよ 六 べストス彼等の中よ十日餘どま  
 りてカイザリヤよ下り明日審判の座よ坐り命じてパウロ  
 を曳出しむ 七 パウロの來れる時エルサレムより下しユダ  
 ヤ人等かれを立圍ミ證據を立ること能えざる多端の重罪  
 をもて訟をあせり 八 パウロ辨訴けるハ我いまだユダヤ人  
 の律法および殿またカイザルよも皆犯せる所あし 九 べス  
 トス悦をユダヤ人よ取んとしてパウロよ答て曰けるハ爾  
 エルサレムよ上り彼處に於て此事よつき審判を我前よ受  
 んことを望むや否 十 パウロ曰けるハ我今カイザルに審判



の場ばに立たつこの處ところに於おて審さばを受うけるハ當たう然ぜんなり我われハ爾なんぢが明あきか  
 小知しるる如ごとくユダヤ人びとは不ふ義ぎを爲なしことなし十一もし不ふ義ぎを  
 行おこなひて死あるた當あたるべき罪つみを犯かさバ我われハ死あを免まぬか  
 えじ若もわれを認うたふ所ところのこと虚むなしきときハ其望そののぞみ任まかせて我われを  
 彼等かれらはわたし得うける者ものなし我われハカイザルは上告おやうこくせん十二是こは  
 於おてベストス議事官ぎじくさんと相議あひばかりこたへて曰いけるハ爾なんぢカイザル  
 小上告おやうこくせんと欲ねがへりカイザルは往ゆべし十三數日すじつを經へて後のち  
 アグリツバ王わうおよびベルニケベストスの安否あんびを問まん爲ために  
 カイザリヤは來きたり十四彼處かゝに留とどまること久ひさかりしかバベス  
 トスパウロの事ことを王わうに告つげ曰いけるハ此こは一人ひとりの囚め者うり  
 即すなはちベリクスの遺置のこし所ところなり十五我われエルサレムは居まりしとき

祭司さいいの長ながとユダヤ人びとの長老せうらうたち之これを認うたへて罪つみに擬なんこと  
 を求ねがへり十六われ彼等かれらは答こたへるハ認うたへられしもの己おのれを認うたへし者もの  
 小對むかひ其認うたふ所ところを分理いひすべき機きを未いまだ得えざる先まに之これを死あす  
 付つけるハロマ人びとの例れいは非あらき十七是こは於おて彼等かれらこの處ところに來きたり  
 り我われも日ひを延のびすことをせせ次口審判つぎのひさばきの座ざに坐すわり命いのちじて其人そのひと  
 を曳出ひきださしめたる十八認者うたふものも立たちて之これを認うたふが其事そのことわが  
 逆料さかりし所ところに違たがへり十九惟ただかれらハ鬼神きんを敬うやまふ己おのが道みちとバ  
 ヲロが生いひといふ既すでに死あふ一人ひとりのイエスとは就ついて爭論あらうひを  
 小し彼かれを認うたふの二十我われこれらの質訊あらふに感あげられバパウロは  
 對むかひ爾なんぢエルサレムは往ゆきこの事ことにつきて彼處かゝに於おて審判さばき  
 受うけることを欲ねがふや否いなと問まひし二彼かれアウグストの質訊あらふを受うけ



んとして護れんことを求じよ因わき命じて之をカイザル  
 よ送るまで守らせ置り 二三 アグリッパベストスよ日けるハ我  
 も亦その人よ聽んことを欲あり彼いひけるハ明日さんち  
 之よ聽べし 二三 是よ於て次日アグリッパとベルニケ大よ威儀  
 を備きたりて千夫の長等および邑の尊き人々と偕よ公堂  
 よ入ぬパウロハベストスの命よ由て曳出さる 二四 ベストス  
 日けるハアグリッパ王および凡て我儕と偕よある人々よ爾  
 曹この人を觀あるべしユダヤの多の人々エルサレムよ於  
 ても亦この所よ於ても彼よついで我よ訟かきハ此のち生  
 べき者よ非きと呼叫べり 二五 然と我これを查看て其死べき  
 事を爲さりしを知り且かれ自らアウグストよ上告せんと

爲よより我これを解らんことを定たり 二六 我これよ就て我  
 が主上よ奏すべき實情を得き故よ我これを質訊て奏すべ  
 き事を得んがため爾曹の前また殊更よアグリッパ王さんち  
 の前よ曳出せり 二七 その囚者を解るよ其罪案を書ろへざる  
 ハ理よ合えきと意へバ也

第廿六章

事を許たり是よ於てパウロ手を伸かれらが訟を禦んど  
 して日けるハ 二 アグリッパ王よ我ユダヤ人よ訟られし事よ  
 つき今日なんちの前にて悉く辨訴ことを得が故よ我を幸  
 ある者とす 三 殊よ幸あるハ爾ユダヤ人の例と彼等が論き  
 る所の端緒を悉く知たまふ事あり是故よ願ハ耐心て我よ



聽<sup>き</sup>たまへ<sup>四</sup> 夫<sup>われ</sup>わが始<sup>はじめ</sup>よりエルサレム<sup>エルサレム</sup>に在<sup>あり</sup>て我<sup>わが</sup>民<sup>たみ</sup>の中<sup>なか</sup>にきり  
 幼<sup>い</sup>穉<sup>ぢなき</sup>ときより如何<sup>いか</sup>に世<sup>よ</sup>を過<sup>す</sup>しかをユダヤ<sup>ユダヤ</sup>人<sup>びと</sup>にみあ<sup>あ</sup>知<sup>る</sup>る  
 べし<sup>五</sup> もし證<sup>あかし</sup>を爲<sup>な</sup>んとせば彼<sup>かれ</sup>等<sup>ら</sup>の素<sup>もと</sup>より我<sup>わが</sup>が漢<sup>ま</sup>に我<sup>われ</sup>儕<sup>ら</sup>の  
 教<sup>き</sup>の中<sup>うち</sup>にて最<sup>もつと</sup>も嚴<sup>きび</sup>き所<sup>ところ</sup>に遵<sup>ま</sup>ひたるパリサイ<sup>パリサイ</sup>人<sup>びと</sup>ありし事<sup>こと</sup>を  
 知<sup>れ</sup>り<sup>六</sup> 今<sup>いま</sup>われ立<sup>たち</sup>て我<sup>われ</sup>儕<sup>ら</sup>の先<sup>せん</sup>祖<sup>ぞ</sup>等<sup>ら</sup>に神<sup>かみ</sup>の約<sup>やく</sup>束<sup>く</sup>し給<sup>たま</sup>ひ其<sup>その</sup>望<sup>のぞみ</sup>に  
 つきて鞠<sup>さば</sup>かる<sup>なり</sup>也<sup>七</sup> この望<sup>のぞみ</sup>に即<sup>すなは</sup>ち我<sup>われ</sup>儕<sup>ら</sup>の十二<sup>おふ</sup>の支<sup>わか</sup>派<sup>かれ</sup>の夜<sup>よる</sup>  
 も晝<sup>ひる</sup>も専<sup>ひ</sup>ら神<sup>かみ</sup>に事<sup>つかへ</sup>て得<sup>ね</sup>んとする者<sup>もの</sup>ありアグリッパ<sup>アグリッパ</sup>王<sup>わう</sup>よ此<sup>この</sup>望<sup>のぞみ</sup>  
 の爲<sup>ため</sup>に我<sup>われ</sup>のユダヤ<sup>ユダヤ</sup>人<sup>びと</sup>に訟<sup>うと</sup>られたり<sup>ハ</sup> 神<sup>かみ</sup>すでよ死<sup>あふ</sup>し者<sup>もの</sup>を甦<sup>よみが</sup>へ  
 らせ給<sup>たま</sup>へり<sup>と</sup>云<sup>い</sup>ども爾<sup>なんぢら</sup>曹<sup>ら</sup>ふんぞ信<sup>ま</sup>んじ難<sup>がた</sup>じとする乎<sup>や</sup> 我<sup>われ</sup>も亦<sup>また</sup>  
 曩<sup>さき</sup>にハナザレ<sup>ハナザレ</sup>のイエスの名<sup>な</sup>に逆<sup>さか</sup>ら<sup>ら</sup>んがため多<sup>おほく</sup>の事<sup>こと</sup>を行<sup>な</sup>つ  
 宜<sup>よ</sup>ことと<sup>と</sup>自<sup>みづか</sup>ら意<sup>おも</sup>ひ<sup>十</sup> エルサレム<sup>エルサレム</sup>にて此<sup>この</sup>事<sup>こと</sup>を行<sup>な</sup>り即<sup>すなは</sup>ち祭<sup>さい</sup>司<sup>し</sup>

の長<sup>き</sup>等<sup>たち</sup>より權<sup>けん</sup>威<sup>い</sup>を受<sup>う</sup>て多<sup>おほく</sup>の聖<sup>せい</sup>徒<sup>た</sup>を獄<sup>ひき</sup>に入<sup>い</sup>れまた彼<sup>かれ</sup>等<sup>ら</sup>の殺<sup>ころ</sup>さ  
 る<sup>る</sup>時<sup>とき</sup>に其<sup>その</sup>を宜<sup>よ</sup>と<sup>と</sup>じ<sup>十一</sup> 諸<sup>あま</sup>會<sup>く</sup>堂<sup>だう</sup>に於<sup>お</sup>て屢<sup>しばしば</sup>次<sup>つぎ</sup>これ<sup>これ</sup>を罰<sup>ばつ</sup>し強<sup>あ</sup>て  
 之<sup>これ</sup>に褻<sup>けがす</sup>瀆<sup>とく</sup>を言<sup>い</sup>はしめ且<sup>かつ</sup>狂<sup>くる</sup>ること甚<sup>は</sup>しく之<sup>これ</sup>に由<sup>より</sup>て外<sup>ぐわい</sup>國<sup>こく</sup>の邑<sup>まち</sup>に  
 ま<sup>ま</sup>で攻<sup>せ</sup>及<sup>およ</sup>べり<sup>十二</sup> 此<sup>この</sup>とき祭<sup>さい</sup>司<sup>し</sup>の長<sup>き</sup>等<sup>たち</sup>より權<sup>けん</sup>威<sup>い</sup>と命<sup>めい</sup>令<sup>れい</sup>を受<sup>う</sup>て  
 ダマスコ<sup>ダマスコ</sup>へ往<sup>ゆ</sup>じよ<sup>十三</sup> 王<sup>わう</sup>は其<sup>その</sup>途<sup>みち</sup>にて正<sup>ひるの</sup>午<sup>ころ</sup>われ天<sup>てん</sup>より光<sup>ひかり</sup>ある  
 を見<sup>み</sup>たり日<sup>ひ</sup>よりも耀<sup>かがや</sup>きて我<sup>われ</sup>および同<sup>どう</sup>に行<sup>ゆ</sup>る者<sup>もの</sup>を環<sup>めぐり</sup>照<sup>せ</sup>り  
 我<sup>われ</sup>儕<sup>ら</sup>みあ地<sup>ち</sup>に仆<sup>たふ</sup>る其<sup>その</sup>時<sup>とき</sup>へブル<sup>ブル</sup>の方<sup>ことば</sup>言<sup>げ</sup>にてサウロ<sup>サウロ</sup>サウロ  
 何<sup>なん</sup>ぞ我<sup>われ</sup>を窘<sup>せむ</sup>る乎<sup>や</sup>あんぢ刺<sup>さ</sup>ある鞭<sup>むち</sup>を蹴<sup>ける</sup>こと難<sup>がた</sup>しと我<sup>われ</sup>に語<sup>かた</sup>れ  
 る聲<sup>こゑ</sup>を我<sup>われ</sup>きけり<sup>十五</sup> 我<sup>われ</sup>いひけるハ主<sup>ま</sup>よ爾<sup>なんぢ</sup>に誰<sup>たれ</sup>ぞや彼<sup>かれ</sup>こたへ  
 けるハ我<sup>われ</sup>の爾<sup>なんぢ</sup>が窘<sup>せむ</sup>る所<sup>ところ</sup>のイエス<sup>イエス</sup>なり<sup>十六</sup> 爾<sup>なんぢ</sup>起<sup>た</sup>て立<sup>た</sup>よ我<sup>わが</sup>なん  
 ぢに現<sup>あら</sup>は<sup>は</sup>る<sup>る</sup>ハ爾<sup>なんぢ</sup>を立<sup>た</sup>て役<sup>つかひ</sup>者<sup>もの</sup>とし又<sup>また</sup>あんぢが既<sup>すで</sup>に見<sup>み</sup>し事<sup>こと</sup>と



我が爾なんぢも現あらはれて示あさん其事ことの證人あかしびとと爲なんがため也なり 我われも  
 んぢを守まもりて此民このたみおよび異邦人いほうじんの手てより握すくふべし今いまなんぢ  
 を彼等かれらも遣つかはすハ 彼等かれらの目めを啓ひらき暗くらきを離はなれて光ひかりも就つク  
 ンの權ちからを離はなれて神かみも歸きせしめ又また彼等かれらをして我われを信まんぢるも  
 因より罪つみの赦ゆるし聖きよらき者ものの中なかも於おいて業わざを受うることくを得ね  
 させんが爲ためなり 是故このゆゑもアグリッパ王わうよ我われこの天てんの現示あも  
 背うむかきして 先まダマスコエルサレムの人々ひと次つぎもユダヤの全ぜん  
 地ちおよび異邦人いほうじんもまで恒つねも悔改くわいあらさむも符かなふ行おこなひをなして罪つみを悔く  
 べき事ことと神かみも歸きすべき事こととを宣傳のたまへたり 此等これらの事ことも由より  
 てユダヤ人びとわきを殿みやにて執とらへ 我われを殺ころさんとせり 然しかし  
 て我われハ神かみの佑たすけをえ今日こんにちも至いたるまで斃たふるくことあちひき小ちひき者もの

にも大おほなる者ものにも證あかしをあせり我言わがどころハ預言者よげんしゃおよび  
 モーセが將來のちかならき成なると言いひことと非あらざるハあし  
 即すなはちキリストの苦難くるしみをうけ死あむし者ものの復生よみがへりの始はじめとなり光ひかりを  
 此民このたみと異邦人いほうじんも傳つたふること也あり パウロが如此かくうたへける  
 時ときベストス大聲おほき聲こゑも曰いけるハパウロよ爾なんぢハ狂氣きやうきせり博學爾はくがくなんぢ  
 をして狂氣きやうきせしめたり 二五 パウロ曰けるハ最も尊たふきベスト  
 スよ我われハ狂氣きやうきせるも非あらき我言わがどころハ眞實まこともじて慥たしかある  
 心こころより出いづるあり 二六 爾なんぢ此等これらの事情まごころハ王わうよく知したまへバ我われ  
 をごからきして王わうの前まへも語かたれり蓋うへこれらの事ことハ方隅かたすみも行おこなな  
 されたるも非あらざれば王わうも隠かくるく所ところあしと信まんぢれば也なり 二七 ア  
 グリッパ王わうよ爾預言者なんぢよげんしゃの書ふみを信まんぢる乎かわき爾なんぢの信まんぢるを知し



二八 アグリッパパウロは曰けるハ爾われを勸て容易キリステ  
 アンと爲んとす 二九 パウロ曰けるハ容易もせよ容易から  
 ざるよもせよ我ハ惟あんぢ耳からき今日われは聽どころ  
 の者みな此縲紲あくして我おとき者とあらんことを神よ  
 願ふあり 三十 如此かたり畢しとき王と方伯およびベルニケ  
 又どもよ坐せし人々起て退き 三一 相語て曰けるハ此人ハ死  
 べき事と縲紲よかくる可ことを爲ざる也 三二 アグリッパベス  
 トスよ對ひ曰けるハ此人もはカイザルよ上告せんと言さ  
 りしからば既釋すべき者あり

第二十七節

彼等パウロ及び他の囚者等をアウグスト隊の百夫の長な

るユウリアスと名る者よ付せり 是よ於て我儕アジアよ  
 沿て駛んとするアドラミテオムの舟よ登て出マケドニヤ  
 のテサロニケ人アリスタルコ我儕と偕よ在き 三 次日シド  
 ンよ着りユウリアス慇懃よパウロを待ひ彼よ朋友の所へ  
 往て其供應を受ることを許せり 四 我儕また彼處より舟出  
 せしが風の逆ふよ因てクプロの風下の方よ走り 五 キリキ  
 ヤとバムフリアの海を過てルキヤのムラと云る港よ至れ  
 り 六 此處にて百夫の長イタリヤへ濟るアレキサンデリア  
 の舟よ遇て我儕を之よ登たり 七 多日のあひだ舟の行こと  
 遅く僅よしてクニドスよ對へる處よ至り風の順あらざる  
 よ因てサルモ子を過クレテの風下の方を走り 八 僅よして



其岸よ沿ラサイアの邑よ近き美港と名る處よ至れり 九 時  
 を歴こと既よ久く斷食の期も過ぬれば舟路の危険よより  
 パウロ諫て 十 曰けるハ人々よ我意ふよ此舟路ハ損害多か  
 るべし第よ積荷と舟のモならき我儕の生命にも及ばん 十一  
 然じも百夫の長ハパウロの言どころよりも船長と舟主の  
 言を信じたり 十二 且この港ハ冬を過をも便宜らき是故よ若  
 ビニクスよ至り彼處よて冬を過すことを得んかどて此處  
 を出んと定たる者おかしビコクスハクレテの港にて西南  
 の風と西北の風と其岸よ沿て吹どころ也 十三 時よ南風徐よ  
 吹ければ彼等志を得たりと意ひ錨を起クレテよ沿て走し  
 十四 未幾ユーロクルドンと稱る狂風島より御來り 十五 舟を

擧去ければ之よ敵ふ事を得き我儕の風よ任て 十六 遂よク  
 フウダと云る小島の風下の方へ駛ゆき僅よして小艇を取  
 る 十七 既よ援上し後かれら備おける物をもて大舟の胴を縛  
 かつ洲よ乗掛んことを恐れ帆を下して流れたり 十八 風疾き  
 よよりて次の日水夫ら貨物を擲つ 十九 第三日よ至てハ我儕  
 てづから舟具を擲つ 二十 斯て多日のあひだ日も星も見きし  
 て疾風ふきあてければ我儕つひよ救るべき望たえ果たり  
 二二 人々久く食せきパウロ彼等の中よ立て曰けるハ人々よ  
 爾曹曩よ我諫を聽クレテより離るること為きして此損  
 害を受きある可えきなりし 二三 今われ爾曹よ勸む勇め爾曹  
 の中一人だよ生命を失ふ者あし惟舟を失ふこと有んのも



蓋わが屬する所わが事する所の神の使者この夜わが側よ  
 立て 二四 パウロよ懼るゝ勿れ 二五 爾必きカイザルの前よ立べし  
 且神ハ爾と借よ舟よある者を悉く爾よ賜と曰り 二六 是故よ  
 人々勇めや如此われよ語り給へる如く必き成んと我神を  
 信せれば也 二七 われら必き一島よ推上られん 二八 斯て第十四  
 日の夜よ至り我儕アデリアの海よ颯ふ夜半おろ水夫ら岸  
 よ近けりと意ひて 二九 水を測しよ二十尋を得たり少し進て  
 又測しよ十五尋を得たり 三〇 石よ乗掛んことを恐れ艦より  
 四の錨を投て天明を待わびぬ 三一 水夫ら舟より逃んとして  
 舳より錨を投す状をなし小艇を海よ下ければ 三二 パウロ百  
 夫の長と兵卒よ曰けるハ此人々もし舟よ留らきバ爾曹救

るゝことを得じ 三三 是よ於て兵卒ら小艇の索を断きり其流  
 るゝよ任たり 三四 夜の明んとする時パウロ凡の人々よ食せ  
 んことを勸て曰けるハ爾曹待わびて食せざりじこと今日  
 にて已よ十四日あり 三五 故よ我なんぢらよ食せんことを勸  
 ろハ救を得べき助となる可きバなり爾曹の頭髮一縷だよ  
 爾曹の首より隕ざるべし 三六 如此かたりてパンを取すべて  
 の人の前にて神よ謝し之を撃て先食しければ 三七 彼等も亦  
 勇んで食せり 三八 舟よ登る所の我儕合て二百七十六人あり  
 き 三九 既よ食して飽ければ穀物を海よ棄て舟を輕せり 四〇 夜  
 めけて其地ハ識されど一の海灣を見たり此よ洲崎あり或  
 ハ至ことを得バ彼處よ舟を進んと謀り 四一 綱を断て錨を海



よすて舵纜を鬆め舳の帆をあけ風よ順ひ洲崎を望て走し  
 潮の流交ふ處よ至りて舟を洲よ乗あけ舳ハ膠定て動  
 け舳ハ浪の勁が爲よ破られたり 是よ於て兵卒ら囚人の  
 洄逃れんことを恐れ之を殺さんと勸む 然ども百夫の長  
 パウロを救んと欲ひ其勸を阻かつ洄得る者ハ先水よ跳い  
 り 四四 その他ハ或ハ板あるひハ舟の碎木よ乗て岸よ至んこ  
 どを命じたり此の如く皆すくえるゝ事を得て岸よ登れり  
 我儕すでよ救を得て後ろの島の名をマリタと  
 稱ることを知れり 二 夷人ら尋常ならぬ情分をかく降雨と  
 寒どよより火を蕪て我儕衆人を待遇せり 三 パウロ多の柴  
 を集て火よ放しよ火熱よより蝮いで來て其手よ繞り 四 夷

人ら蝮の其手よ懸たるを見て互よ曰けるハ此人ハ正く人  
 を殺じく者ならん彼海より逃たりと雖も天理その生るこ  
 どを容さざる也 五 パウロ蝮を火の中よ拂縛して害を受る  
 ことなし 六 彼等パウロを候ひて其腫るか或ハ忽ち仆て死  
 ることあらんと意しよ久く候へども彼よ害の及ざるを見  
 て其意を轉てハ神ありと謂り 七 島の長をプブリサと名く  
 此邊よ己が有る田地あり彼われらを接て慰懃よ三日宿ら  
 せたり 八 時よプブリサの父熱と痲病を患ひて臥居しがパ  
 ウロその所よ至り祈て手を其上よ按こきを醫せり 九 此事  
 ありしかバ島よある所の他の病者等も來りて醫さるゝこ  
 どを得たり 十 かれら禮を厚して我儕を敬ひ又舟出の時よ



臨て我儕が無てかなえぬ物を贈れり 我儕三ヶ月を経ての  
 ち此島にて冬を過し、デヲスクリの號あるアレキサデ  
 リアの舟に登いで、スヲクサに着三日とまきり 彼  
 處より回てレギヲ至り一日を経て南風起けれバ次日  
 テヲリ至り 兄弟等遇かれらが請ふ任て七日とま  
 り而して羅馬に往○ 羅馬の兄弟たち我儕の事を聞アツ  
 ビーボロムおよび三館と云る處に來て我儕を迎ふパウロ  
 之を見て神に謝し其心よ力を得たり○ 既よ我儕羅馬  
 至しよ百夫の長衆囚を王を守る兵隊の長よ交せり然と  
 ウロハ一人の守兵と共よ別よ自ら居ことを許されたり  
 三日を経て後パウロユダヤ人の尊重たる者等を召集む彼

等の集れる時これよ日けるハ人々兄弟よ我いまだ我民  
 た先祖の例よ違て何事をも爲じことなじ然よエルサレム  
 より囚人となりて羅馬人の手よ付されたり 羅馬人す  
 我を審たれと死べき罪あきが故よ我を釋さんと欲へマ  
 ユダヤ人これを拒しよより我已ことを得きてカイヤ  
 ルよ上告す然とも我が國の民を訟ん爲にハ非き 斯よ因  
 て我なんちらよ會どもよ語んことを請るあり蓋われイス  
 ラエルの望の爲よ此縛よ繋るれば也 彼等いひけるハ我  
 儕ユダヤより爾よついでて書信を受き亦兄弟たちの來し者  
 も爾よ就て何の惡事あるを我儕よ報また語し者ふと 然  
 と我儕なんちの意ふ所を聞んとす蓋われら何處にてモ此



宗旨の誹らるゝを知らざり 既ニ定たる日ニ及て多の人  
 パウロの館ニ來れりパウロ朝早まり暮ニ至までモーセの  
 律法と預言者の書をひき神の國の事を説かつ之を證じイ  
 エスの事を語て彼等を勸たり 其言ニ感じて之を然とす  
 る者あり亦信せざる者もありて 互ニ相合ざるはより遂  
 ニ退けり其退かんとせし時パウロ一言を語けるハ誠ある  
 かハ聖靈預言者イザヤニ託て我儕の先祖等ニ語し言その  
 言ニ云ク「なんぢ此民ニ往て告ハ爾曹ハ聽ども聰らき視  
 ども見き 蓋この民目よて見耳よて聽心よて悟り悔改て我  
 ニ醫されん事を恐れ其心を頑し耳を蔽ひ目を閉たりと  
 是故ニ爾曹知べし神の救ハ異邦人ニ遣られ彼等ハ之を聽

二九 パウロが此言を言畢し時ユダヤ人退きて互ニ大なる  
 爭論をなせり〇 斯てパウロの借受し家ニ居しこと全  
 ク二年すべて來り見んとする者を接て 憚らき神の國を  
 のベ主イエスキリストの事を教て禁けらるゝこと無りき



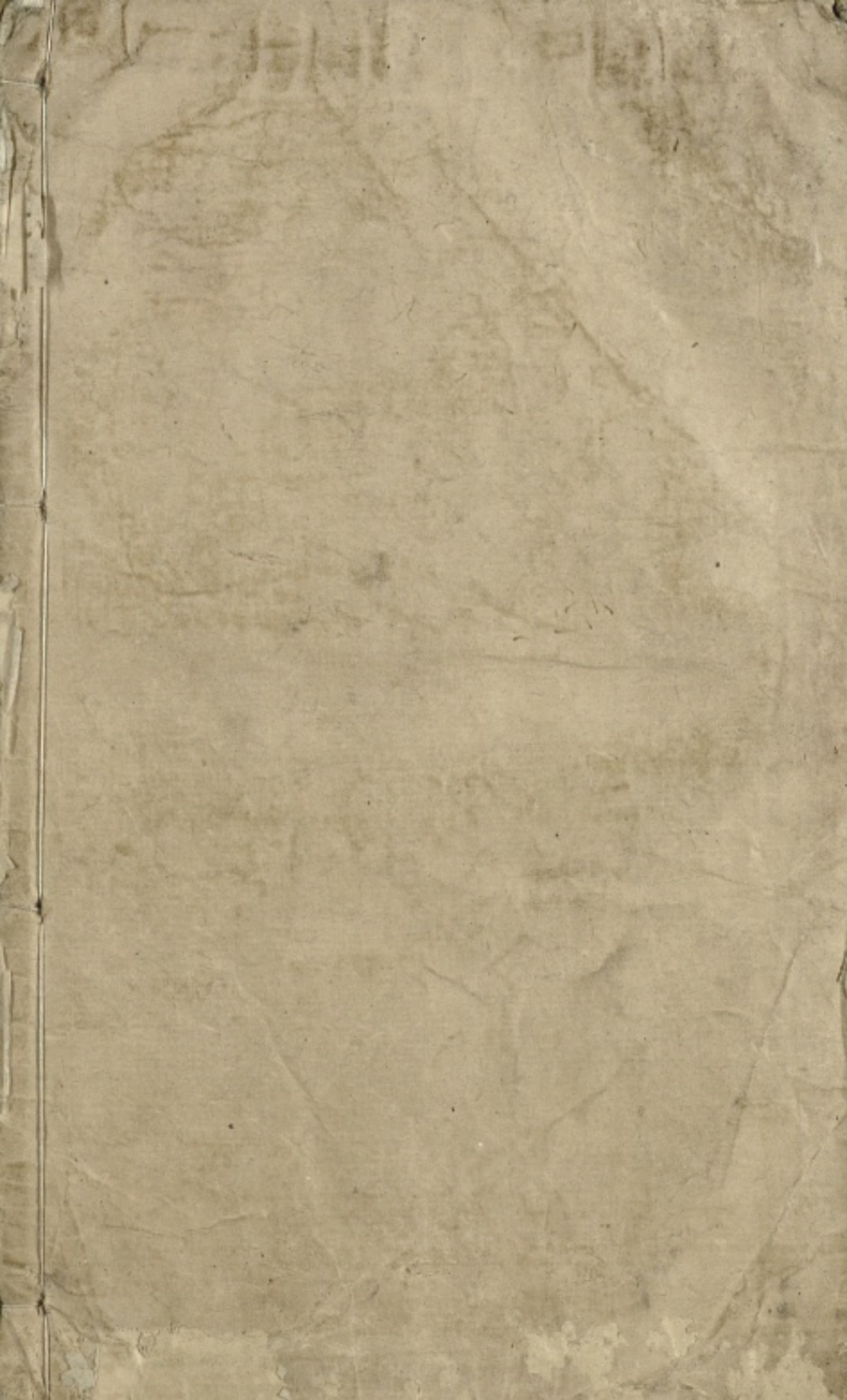


新約全書使徒行傳終

95-91182

定價八錢







使徒行傳

明治十四年

いわゆる老人用聖書

原胤昭氏旧蔵本